

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 吉岡 美智子

1 日 時

平成26年9月12日（金） 午後1時02分から
午後4時36分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

吉岡美智子、濱田洋、阿部英仁、田中利明、酒井喜親、首藤隆憲、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 日高雅近 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 請願43については、不採択とすべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを賛成少数をもって決定した。

第93号議案及び第95号議案については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。

(2) 第85号議案のうち本委員会関係部分及び第88号議案から第92号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

第1号諮問については、棄却すべき旨答申すべきものと全会一致をもって決定した。

請願46については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。

(3) 陳情44について、質疑を行った。

(4) 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について及び公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成25事業年度の業務実績に関する評価結果についてなど執行部から報告を受けた。

(8) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
政策調査課調査広報班	主査	上田雅子

総務企画委員会次第

日時：平成26年9月12日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

第 85号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）
（本委員会関係部分）

第 89号議案 工事請負契約の変更について

第 90号議案 工事請負契約の変更について

第 91号議案 工事請負契約の変更について

第 92号議案 物品の取得に係る契約の変更について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 44 自由民主党、日本維新の会、生活の党の各党が国会に共同提案した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（通称、カジノ法）に関することについて

(3) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

①報第 13号 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について

②報第 14号 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成25事業年度の業務実績に関する評価結果について

③報第 15号 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

④報第 16号 大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑤報第 17号 大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

⑥報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

<その他の報告>

①公益社団法人ツーリズムおおいたの経営状況について

②株式会社別府交通センターの経営状況について

③株式会社サン・グリーン宇佐の経営状況について

④株式会社大分フットボールクラブの経営状況について

⑤一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について

⑥国際スポーツ大会事業推進班設置について

⑦県立美術館の進捗状況について

- ⑧韓国（ソウル）観光プロモーションについて
(4) その他

3 総務部関係

15:00～16:30

(1) 合い議案件の審査

請 願 43 集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について

第 93号議案 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

第 95号議案 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について

(2) 付託案件の審査

第 85号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）について
（本委員会関係部分）

第 88号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 1号諮問 退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問について

請 願 46 消費税の税率引き上げ決定に反対する意見書の提出について

(3) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

①報第 12号 公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について

②報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

<その他の報告>

①大分県行財政高度化指針の進捗状況について

②公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

(4) その他

4 協議事項

16:30～16:40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

吉岡委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 6 件、諮問 1 件、請願 1 件、福祉保健生活環境委員会から合い議のごぞいます請願 1 件及び議案 2 件のごぞいます。

この際、案件全部を一括議題とし、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第 8 5 号議案平成 2 6 年度大分県一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

日高企画振興部長 第 8 5 号議案平成 2 6 年度大分県一般会計補正予算（第 2 号）のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

総務企画委員会資料の 1 ページをお開きください。

今回補正額の一番下の合計欄にごぞいますとおり、1 億 2 8 5 万 3 千円の増額をお願いするものごぞいます。

既決予算額の 1 0 2 億 7, 2 8 4 万 7 千円と合わせますと、補正後の予算額は、1 0 3 億 7, 5 7 0 万円となります。

次に補正の内容について、ご説明いたします。

平成 2 6 年度補正予算に関する説明書の 9 ページをお願いいたします。

芸術文化創造発信事業費 8 千万円ごぞいます。これは、行財政改革の成果のあらわれである決算剰余金約 2 4 億円の一部を活用して、県の芸術文化基金に積み立てるものです。この積み立てた分につきましては、平成 2 7 年 4 月から始まる県立美術館の企画展や、今後、新たに取組む芸術文化施策などに活用していきたいと考えています。

次に、同じページの一番下、国際航空路線拡充・定着化促進事業費 7 8 0 万 2 千円ごぞいます。

これは、韓国の L C C、ティーウェイ航空の就航によりまして、韓国人の本県への誘客につなげて観光振興を図るとともに、韓国と大分県の移動に係る県民の利便性を向上させ、韓国との経済・人的交流の拡大を図るものごぞいます。

次のページをお願いします。

国内航空路線拡充・定着化促進事業費 1, 5 0 5 万 1 千円ごぞいます。

これは、L C C、ジェットスター・ジャパンの関西空港線の就航によりまして、関西圏域と大分との間の新たな航空需要を掘り起こし、大分空港の利用促進を図るとともに、県内の観光振興や地域活性化を目指すものごぞいます。

以上で、補正予算に係る事業の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様どうぞ。

濱田副委員長 L C C は、大変いいことでもありますけれども、基本的に、例えば大韓航空も前から行っておって、競合すると両方とも運航がきついという状況も考えられないことはないんですね。だから、どういう契約でどういうふうにやっておるか知りませんが、例えば初めに契約するとき撤退のことは言わないかもしれんけれども、せっかくいろ

んなことをやって、余り急にやめられても双方ダメージは大きいので、ある程度の何かのそういう取り決めというか、そういうものはあるんですかね。

日高企画振興部長 少し経緯から説明させていただきますと、ティーウェイ航空が大分に参入しようというふうに考えたのは、やはり大韓航空が休止に入ったこの時期に、会社同士ですから、その後のことまでは詳細はわからないんですけども、休止に入ったというこの機を捉えて、今であれば自分たちの意思を表明してもいいんじゃないかと、そういうことを考えて、その時期を捉えて私どものほうに申し出があったというふうに聞いております。そういうことを受けて、私どもも将来にわたって航空路線を維持していくことが一番大事でございますので、十分相手の事情を聞きながら、今回いろんな話をさせていただいたということでございます。

濱田副委員長 大韓航空は冬場にやっぱり休業するんですかね。今まで、例えば、搭乗率がどのくらいになったら一応やめるとか、そういう例がちゃんとあるんじゃないですかね、今までの大韓航空との関係で。

飯田交通政策課長 ソウル便は夏が厳しい、夏のほうがですね。要はソウル便の大半のお客様は、どちらかという韓国から大分に見える方が大体7割から8割になっています。それで、韓国は冬が寒いので、冬季に来るお客さんが非常に多いということで、これまでも大韓航空に関しては夏の着陸料等に対する支援ということで、夏をどうにかしていこうというような支援がやられていました。

それから、今後、継続に何%以下というのはないんですけども、やはり、今、定めているのは、着陸料については搭乗率が70%を下回った場合は着陸料を支援するというようなことにしていますが、現実には何%で休業に至るかというのは経営判断になりますので、ここのところはちょっと明確ではありません。

吉岡委員長 ご説明の際はマイクがございませんので、皆さん大き目に言っていただけるとありがたいと思います。

田中委員 国際航空路線、これは韓国との間の路線は大事な路線で、こういうふうなことでの支援措置をしながらふやしていくというのは大事な措置ですが、前、僕も言ったように、要するにロッテ観光なんかの本部に行って聞くと、大分県の場合、湯布院と別府しか知らんと。県南とかほかのいいところのルートは全然伝わっていないんだということですから、せっかくこれだけのお金を費やしてね、県南を含めて各所のところにそういう観光地の案内を含めてやらないと、一体化したセンスでやらないとですね。ただ飛行機だけに費やしましたじゃなくて、その後攻めをしっかりとやってもらいたいなど、こう思いますが、何かこれについて今後の対応はありますか。

細川観光・地域振興課長 後ほど、ご説明申し上げますが（「声が小さい」と言う者あり）8月にソウルにお伺いしましてプロモーションを行いました（「聞こえない」と言う者あり）。

また、九州観光推進機構とともに九州オルレというウォーキングコース、これを開発いたしまして、今、PRをしているところであります。国外から入っていただく方のために、九州エクスプレスウェイのパスですね、高速道路のパスを、これも九州観光推進機構と連携して企画をいたしまして、有利な価格で高速道路を利用できるようにさせていただく。これがまた秋からキャンペーンを始めますので、そういう工夫をしながら、韓国を中心に

国外の方の誘客に努めてまいりたいと考えています。

田中委員 従軍慰安婦の問題とか、いろんな政治的な問題は別にして、韓国人が、ただ温泉が欲しいのか、うまい刺身を食いたいのか、こういうニーズを的確に捕まえてコースをセッティングして、迎えてあげんといかん立場ですから、もっとも行政のその深みを募らせていただいて頑張ってもらいたいと思っていますから、よろしく願いしておきます。

吉岡委員長 ほかに委員さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に、一括して行います。

次に、県立美術館関係の第89号議案工事請負契約の変更についてから第92号議案物品の取得に係る契約の変更についてまでの4件の議案について、執行部の説明を求めます。
佐藤県立美術館推進室長 工事請負契約の変更議案について、ご説明いたします。議案書の24ページをごらんください。

第89号議案から第91号議案の工事請負契約の変更についてでございます。

お手元に配付しております総務企画委員会資料の2ページをごらんください。

美術館建設工事につきましては、建築、電気設備、空調設備、衛生設備及び外構の5つの工事に分割しております。このうち、予定価格が5億円以上の工事で、平成25年定例県議会で議決をいただいた建築、電気設備及び空調設備の3つの工事請負契約について、変更する必要がありますのでご審議いただくものです。変更の主な理由でございますが、先の第2回定例県議会でご承認いただいた、スライド条項の適用に伴い契約金額を変更するものでございます。

あわせて建築工事については、施工中の状況変化として、外構工事で予定していた配管用施設等に関する工事を追加するとともに、地下水の噴出への対策工事も追加いたします。さらに、作品展示や教育普及活動をより効果的に行うことができるよう、天井からのつり下げを可能とし、空間展示が行える変更をいたします。これによりまして、表の上段、建築工事の契約金額は、現行契約額が5億4,992万7,650円のところで、変更金額が1億5,436万9,951円の増額となり、変更後契約金額は5億3,429万7,601円となります。

次の電気設備及び空調設備工事については、スライド条項の適用による契約金額の変更でございます。電気設備工事につきましては、現行契約額が7億2,061万5千円のところで、変更金額が5,495,947円の増額となり、変更後契約金額は7億2,611万9,477円となり、同様に、空調設備工事につきましては、現行契約額が1億2,774万円のところで、1,981万7,330円の増額となり、変更後の契約金額は1億4,755万7,330円となります。

なお、議決案件ではありませんが、衛生設備及び外構工事においても契約変更を行う予定としております。

続きまして、92号議案物品の取得に係る契約の変更について、ご説明いたします。資料は同じページの下の方をごらんください。

予定価格が7千万円以上の動産の買い入れについては、大分県県有財産条例第2条の規

定により、議会の議決に付すこととされていることから、契約の変更についても同様にお諮りするものでございます。本議案は、県立美術館の収蔵庫内に設置する什器について、平成25年9月19日に鹿島建設株式会社九州支店と締結した物品の取得に係る契約の金額を変更するものです。変更の理由は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、契約金額を変更する必要があるためでございます。契約金額は、現行契約額が2億1,525万円のところ、615万円の増額となり、変更後契約金額は2億2,140万円となります。本件に係る予算については、既に当初予算にてご承認をいただいておりますので、新たな予算増額の必要はございません。

以上で説明を終わります。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

阿部委員 最後の説明をいただいた物品の購入の消費税、これはどうなんですかね。例えばスライド条項の中でいろんな労務単価だとか資材の高騰とか、そういうのは何となくわかるんですがね。例えば、契約のときに、そういう消費税というのは最初から上がるだろうと、我々は思っていたんだけど、皆さん方が思っていたかどうかは別にして、そういう事柄については契約の中にうたっておるんですか、どうなんですかね。

要するに消費税の制度というのは、国がいろいろ定めていくわけですよ。そのときに、こういうようなことになったときには見直しをしますよという契約の中に、それでなければ契約というものは何なんだろうなど。もし契約書にそれがあるんならば、契約書をここに付けて、こういう契約書にこうなっていますというのがあってしかるべきじゃないかなと思うんです。

佐藤県立美術館推進室長 まず、この契約は、資料に書いておりますけど、当初の契約日が平成25年9月19日に契約をしております。年度をまたいで、2カ年にわたって債務負担行為、2カ年にわたって契約をしております、今年度、備品として引き渡しを受けるという契約になっております。

消費税の増税が決定されたのが平成25年10月1日ということで、契約後ということでもあります。建設工事などと違いまして、物品、備品等の消費税が発生する時点というのは引き渡しの時点で発生するというので、これが要するに契約当初では当時の消費税率だった5%だったんですが、実際に引き渡しを受ける時点では、その後、政府等の改正がありまして8%になったということで、これにつきましては、当初の契約はあくまでも5%で決定しておりますので、引き渡し時点での8%の消費税で計算した支払いになるという商品ということです。

阿部委員 これ、物品の購入ということですよ。ということは、建物そのものとはまた別なんでしょう。

佐藤県立美術館推進室長 はい。

阿部委員 だから、建物そのものの契約は契約でやっているわけですよ。それは建物の契約をして、その後に消費税が上がりましたよと、成立しましたよという、また上がった部分でですね。だけど、建物は先に契約しているから、その消費税は加算されないということですか。

樋口美術館建設監 工事の分は、国税庁のガイドラインをもとに、今も申し上げました物品の調達の場合の契約時と、それから消費税の取り扱い、それは物品の場合と、それから

工事の場合の消費税の取り扱いというのがガイドラインに示されております。それに基づきまして工事の場合は基準日となる10月1日、そこから消費税が変わるものです。物品調達の場合は、納品される時点でもうそれがまたがりまして、10月1日を超えれば納品される時点での税がかかるというふうになっています。

阿部委員 ちょっとわからないので。

酒井委員 関連していいですか。問題は、1つは、契約を昨年9月にした。普通の場合は工事とかの場合は前入金とかで30%ぐらい払う、途中、中間とかね。この場合はまだ支払い行為がなされておらないことで、物品を納入した時点でお支払いすることによって、もう4月1日から消費税が上がっていることで3%を今回変更するという事なんですかね。

それと、2億1,500万円に3%を掛けた600万円、これにならないんですよ。もうちょっと上がるんですよ。その根拠を示してもらいたいと思います。

佐藤県立美術館推進室長 まず、現行契約金額は2億1,525万円。これは5%の消費税が加算された契約額になっております。したがって、今回変更増する615万円というのは2億1,525万円を1.05で1回割ります。そうしますと2億500万円になります。消費税抜きの額が2億500万円になります。これで今度は8%を掛けますと、（発言する者あり）そうです、2億500万円の要するに5%が8%ですので、その差額の3%相当というのが消費税抜きの本体の価格2億500万円に3%掛けた額、今回、変更増するのは、この2億500万円に3%を掛けた615万円というふうになります。

酒井委員 今のは要するに当初の物品購入額が2億500万円、3月までは5%ですから、その分はして、3%上がったことによって2億500万円に3%掛けた額が615万円ということですね。（「はい」と言う者あり）最初に質問した阿部委員と一緒に、支払いをまだしていないことによってこの3%は上乗せをする。したがって、物品購入があって初めて2億2,140万円ですか、これを正式にお支払いすることによってこの3%を上乗せする補正ということでもいいんですかね。その説明を。

佐藤県立美術館推進室長 要するに物品の引き渡しを受けた後に、支払いをします。物品の引き渡しを受ける時点で、消費税率を計算します。物品の引き渡しは今年度、契約は昨年度なんです、物品の引き渡しは今年度になりますので、今年度引き渡しを受ける時点で消費税を計算します。したがって、消費税は8%と。当初契約時点では5%で契約しておりましたが、それは昨年度なんで、引き渡しを受ける今年度、8%の消費税額を支払う必要がございますので、契約を変更して支払うということです。

酒井委員 通常、商売をしている人であれば、2億500万円、そして4月から消費税が3%上がるというのは確実にわかっているから、できれば3月31日に5%分を払えば、あとは残りの分に対して払っていくけど、システムがそういうふうで、物品購入と同時に全額を支払うということになっていくというふうになっているということなんですかね。通常の場合は前もって払うということで、それはもう払わんでいいし、後で払えばいいからね。

日高企画振興部長 消費税抜きの本体の価格が先ほど言ったように2億500万円というのがあって、それに5%の消費税がかかるか、8%の消費税がかかるかという問題になるんですよ。じゃ、いつお金を支払うかといったら、物品の納入を受けてから支払いますよね。ですから、そういう形になっているので、物品の納入を受けるときの支払い、物品

納入を受けるときには本体の2億500万円は変わらないわけですから、それに8%をした額を払わないとむしろおかしいという形になるということでご理解を。

阿部委員 ちょっとそちらにとられたので、またこっちに戻って。私が聞きたいのは、契約をしているでしょう。契約をするときに、要するに消費税というのはもう含まれて契約しているはずですよ、まず5%。それからあと3%の消費税が上乗せされたわけですから、民間でいえばそういうのもよくわかっているから、消費税増税前に駆け込み需要だとか言葉がいろいろあるわな。そういう先々のこういうことがあるような時代の流れの中、全体で来年になったらこういうのがありそうだなといったときには、契約書の中にうたわれておるんですかということなんです。契約書というのは何のための契約書なのという。だから、支払い条件とかそういうのもね。例えば、「上がりましたよ。上がりましたら消費税は上乗せして支払いますよ」という契約書があつてしかるべきじゃないかなということなんです。だから、それはもう常識的に世の常ですよと言われればそれではない。

また、先ほど言ったように、財務省か国税庁のどうのこうのという、そういうものがあれば見せてほしいですよ。こういう規則になっていますというものがね。そうじゃないとちょっとわかりませんということなんです。

吉岡委員長 それに対して何かございますか。

阿部委員 いいですよ、そればっかし引っ張っていったって先に進まん。後で説明してください。

吉岡委員長 よろしいですか。ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 執行部の配席表をいただいておりますが、その方々以外につきましては、所属と職名、氏名を言っていただいてから発言をお願いします。

ほかにご質疑もございませんので、これより4件の議案について、議案ごとに採決いたします。

まず、第89号議案工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第91号議案工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第92号議案物品の取得に係る契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

阿部委員 これは後で説明をいただけるということで、私も賛成をするということがいい

ですね。途中で終わっていますので。

吉岡委員長 部長、説明をいただくということによろしくをお願いします。

それでは、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

続いて、付託外案件の審査に移ります。

議長から回付されております陳情44特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について、執行部の意見を求めます。

細川観光・地域振興課長 陳情文書表をごらんください。

カジノを中心とした統合型リゾート施設、IRの整備を政府に促す特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、通称これをカジノ法案と呼んでいます。これは観光や地域経済の振興に寄与することから、昨年12月に衆議院議員の発議により提案されたものであります。本年6月に衆議院内閣委員会で審議入りを決したものの、治安悪化などを懸念する声もありまして、現在、継続審議となっているところでございます。

以上でございます。

吉岡委員長 この陳情に関して、ご意見等はございませんか。

酒井委員 これは法律で全国何カ所かに指定をたしかしていたですね。どこでもいいということじゃなくて、3カ所か4カ所か。ちょっと内容、その状況がわかれば。

細川観光・地域振興課長 まだ特に指定はありません。この法案が通ってから推進をしていくということで議論が始まったばかりです。

酒井委員 議論の中で、これが通ればどこでもいいということじゃなくて、審議の中で東京と大阪と沖縄か、そういう内容の審議があったんですね。

細川観光・地域振興課長 全国的に見て、首都圏を中心に、それから沖縄、九州では長崎、宮崎あたりが動きがあるということで報道がされております。

吉岡委員長 ほかにないようですので、陳情については終わります。

執行部から、法令に基づく報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、関係法人の経営状況等に関する報第13号から報第17号について、説明してください。

中島政策企画課長 報第13号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。

議案書の87ページ、それから説明のほうはこちらの水色の51ページをお開きいただきたいと思います。この概要書51ページのほうでご説明を申し上げます。

まず、事業内容、平成25年度の事業実績でございます。

教育分野ですけれども、国際総合学科に新たに3つのコースを設け、そのカリキュラムを着実に実施しました。また、情報コミュニケーション学科についても、平成27年度に向けてコース制の導入の見直しを行ったところでございます。

社会貢献につきましては、専門的公開講座や地域ふれあいアート講座、地域巡回演奏会など、芸術文化に触れる機会の少ない地域での活動に努めたところでございます。

次に、平成25年度決算でございます。経常収益は、運営費交付金収益5億122万7,455円、授業料収益3億3,214万3,906円など合計9億9,351万6,796円でございます。経常費用は、合計9億6,581万4,176円で、当期総利益は3,551万2,278円となっております。

次に、問題点及び懸案事項でございますが、年少人口が減少する中、学生の確保が課題となっております。また、県立美術館の開館に向け、芸術文化ゾーンとの連携も求められているところです。そこで、きめ細かな高校訪問やカリキュラムの改編、さらには施設の整備等により、大学の魅力を高めてまいります。

また、芸術文化ゾーンを学生の成果発表の場とするとともに、美術館関係者を大学での講義に活用するなど、そういった連携を深めてまいります。

続きまして、次のページの報第14号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成25事業年度の業務実績に関する評価結果について、ご説明を申し上げます。

県立芸術文化短期大学の評価については、地方独立行政法人法第28条に基づき、大分県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けることになっております。評価には、全体評価と項目別評価があり、項目別評価には大項目評価と小項目評価があります。資料には、(1)に全体評価結果、(2)に大項目評価結果、そして(3)には大項目の評価理由を記載しております。

評価結果ですが、まず(1)全体評価については、「全体として年度計画を順調に実施している」という評価を受けております。

次に、(2)大項目評価の中の教育研究等の質の向上については、「特筆すべき」というS評価を受けております。これは、コース制の見直しやオープンカレッジ、地域巡回演奏会などの取り組み等が評価されたものです。

その他の各項目につきましては、それぞれ「計画どおり進んでいる」というA評価を受けております。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 同じ資料の2ページをごらんください。

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団でございます。

まず、2の県出資金でございます。4億429万2千円で、出資比率100%となっております。

次に、3の事業内容ですが、平成25年10月に新たに大分県立美術館の指定管理者の指定を受けまして、両施設を拠点として県民の幅広いニーズを踏まえた自主事業の実施や県民の多様な文化活動の支援、地域との連携を行っております。さらには、開館記念企画展の内容検討やショップ、カフェの業者選定などの美術館開館に向けた準備を進めてまいりました。そのほかの事業につきましては、2の国際交流事業、3のスポーツの振興に関する事業、4の会議などに対する施設提供や駐車場の運営などでございます。

次に、4の25年度決算状況でございます。中ほどにあります当期一般正味財産増減額は、5,857万円の減額。下から3行目の当期指定正味財産増減額は、2,048万8千円増額となっております。一般正味財産の減額の主な要因といたしましては、自主文化事業や美術館開館準備、国際交流事業の実施などによる基金の取り崩しによるものでございます。

次に、5の問題点及び懸案事項とそれに対する6の対策及び処理状況でございます。

1つは、大分県総合文化センターと県立美術館におきまして、県民の幅広いニーズに応えられる多様な芸術文化事業の展開が必要となっております。これに対しては、オーケストラ演奏会など質の高い公演、またジュニアオーケストラの育成などに努めております。

2つ目は、円滑な施設運営と良質なサービスの安定的な提供が求められております。これに対しては、利用者から要望や意見を聞くことによりニーズの把握に努め、臨時開館や利用時間の前後の延長など柔軟に対応してありまして、利用しやすい施設運営に努めております。

3つ目は、平成27年4月24日の県立美術館開館に向けた準備を進める必要がございますけど、これに対しまして機運の醸成のための広報活動やショップ・カフェ業者の選定、企画展に向けた美術品の借り入れ交渉など開館に向けた準備を実施しております。また、平成26年4月からは、県と財団の双方が事務局となりまして、大分県芸術文化友の会びびを立ち上げてありまして、機運の醸成を進めるとともに、近隣の商店街と連携した事業を行うなど芸術文化ゾーンを活用した社会的、経済的課題への対応に向けた取り組みを推進しているところでございます。

飯田交通政策課長 第16号報告大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について、ご説明いたします。

議案書の120ページと、ただいまの資料の4ページでご説明いたします。

項目1の法人名及び代表者名ですが、代表取締役は二日市副知事です。

2の出資金でございますが、総額は2億3,750万円、そのうち82.5%にあたる1億9,600万円を県が、残りの4,150万円をJR九州が出資しております。

3の事業内容につきましては、平成13年度から15年度に実施した日豊本線大分ー佐伯間の高速化工事により取得した鉄道施設の管理と、その施設をJR九州に貸し付ける事業を行っております。

4の25年度決算の状況でございますが、当期純利益は、マイナス587万1千円でございます。昨年度と比べますと、約247万円赤字幅が小さくなっております。

5の問題点及び懸案事項につきましては、特にございませぬ。本団体は、平成40年度までの長期の事業スキームにより運営を行っており、現在、計画に沿ったものとなっております。今後も、3カ月に1度開催される定例取締役会で報告を受けながら、適切に指導監督を行ってまいります。

続きまして、第17号報告大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明いたします。

議案書の126ページ、同じようにこのブルーの冊子の5ページでご説明いたします。

項目1の法人名及び代表者名ですが、代表取締役は奥塚正典です。

2の出資金でございますが、4億9,500万円で、そのうち28.8%に当たる1億4,250万円を県が出資しております。

3の事業内容については、大分空港の旅客・貨物ターミナルビルを利用する航空会社や旅客等に対する施設、設備、サービスの提供を主に行っております。平成25年度は、24年度を初年度とする中期経営計画に基づきまして、3つのことに重点で取り組みました。1つ目は、安全・安心・快適なサービスを提供する空港づくりとして、旅客ビル西側の大屋根ひさしの改修や、空港内職員を対象としたおもてなし研修等を実施いたしました。2

つ目は、子どもから高齢者まで誰もが訪れたい空港づくりとして、夏祭り、空のイベント、ロビーコンサートの開催などを行いました。3つ目は、大分の魅力、情報発信の拠点としての空港づくりとして、「おんせん県おおいた」関連のオブジェの設置やCM放映等により県内観光のPRを実施いたしました。

4の25年度の決算の状況でございますが、中ほどに下線を引いておりますが、当期純利益は2億648万3千円の黒字となっております。また、25年度は目標を上回る経常利益を確保できたため、平成22年度以来、3期ぶりに1株10円の配当を実施しております。

それから、5の問題点及び懸案事項及び次のページの6の対策及び処理状況ですが、今後とも収益力の強化や財務基盤の強化に向けて売店やレストランの店舗の魅力向上や、空港利用者の増加に向け、情報発信の強化などに取り組むとともに、人件費の抑制などコストの削減に引き続き努めてまいります。また、地方空港をめぐる空港経営改革の流れが本格化してきたことから、先行空港の動きなど情報収集に努め、将来の大分空港に適した管理形態を検討してまいります。

以上でございます。

吉岡委員長 ただいま説明のありました関係法人に関する報告について、ご質疑はございませんか。

阿部委員 ちょっと2点ほどお願いをしたいんですが、まず、i i c h i k o総合文化センターですね。それぞれのグランシアタから音の泉からそういうホールから、いろいろ部屋がありますね。年間どれだけ稼働しているのか。これは余り我々に示されたことないんですが、もしそういう一覧があればですね。例えば、私が言わんとするのは、音の泉は非常にいろんな関係で、ちょうど手ごろで、我々も関係をすることが多いんですけど、グランシアタになりますと、いつどこで使われているのかなど。外を通っていても、がらんとしているときが多いんじゃないかなという感じがするんですが、やはりそういう施設というのは休みも必要でしょうけれども、できるだけ有効活用する、回転していただくことのほうがいいわけですから、そのためにつくっているんで、年間どのような回転をしているか、また地下の各部屋がいろんな方々の練習会場とかいろいろ使われていると思うんですが、もしそういう一覧があれば提出していただきたいなということで、概略でも結構ですので、そういう一覧が欲しいなと。

それと、もう1点、大分空港のターミナル。せっかくの機会ですから、私が感じたところでちょっと申させていただきますんですけど、今はよくなっていると思うんですが、実は数カ月前にあそこの2階にすし屋さんがあったんです。ところが、すしさんがどういふことかで閉めちゃったんですよ。あるとき行ってみたらずっと閉まっているんですよ。やはり大分空港というのは大事な玄関口なんで、収支率がどうこうと言う前に、大分県の大きな大事な玄関口という位置づけで、それぞれ総務部長、各幹部の方々が出向されている——出向じゃなくて、後で就職されていると思うんでね。それは今後どうなるのと、いつまであそこを閉めているのかということで、私がじかに電話をして聞いてみたんです。そしたら、「いや、そんなことはわかりません。いつどうなるかわかりません」と、何か総務部長か誰かが出まして、私は「あんた、総務部長だろう。そんな返事はないだろう」と言ったんですけどね、非常に危機感がない。全体にないのか、その人だけがないのか、や

やはりそういう幹部の方がいないということはそれを代表しているわけですから、後で奥塚さん——その当時はいなかったんで、奥塚さんには言っておいたんですけど、その後、こういう関係した人が後を継いでやりますという話だけは受けたんですが、やはりああいうところはすぐさまどんどんとやっていく、そういう非常に柔軟な回転がきくから民間であるんだからね。そこのところは私の意見として申し上げさせていただきたいなというふうに思いますので、またそういう機会があれば県のほうからも言っておいてください。やはり職員に危機感がなければ、何ぼ施設をよくしたって窓口できませんよ。水族館みたいにしていきますけれども、やはりああいうのも時には変えていくぐらいのこともなければ。なったときはいいですよ、何かうみたまごの出先機関みたいで。ところが、ずっといつまでたっても同じものがあるというのはね、そういうところも指摘をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

吉岡委員長 今の阿部委員のご質疑に対しての答弁はいかがですか。

土谷芸術文化スポーツ局長 i i c h i k o ホールの分ですけれども、大きいホールの分だけ申し上げますと、i i c h i k o のグランシアタのほうですね、委員ご心配いただいている施設の分の利用率が、昨年度ですけれども84.3%、音の泉が87%、両方で平均で85.7%ということで、昨年目標は83.5%という数字を掲げておりましたので、そちらのほうはおよそクリアをできている状況です。練習室等もあるんですけれども、練習室については92.3%ということなんですけど、低いと言いましたのは100人規模の映像小ホールといいまして、あそこが45.4%ということで、ここは若干苦戦しておりますけれども。それと会議室が60.9%というような数値になっております。

阿部委員 100としたときに、100%というのは365日、365回という意味ですか。

土谷芸術文化スポーツ局長 稼働日数の中でどれだけかということを考えておりますので。

阿部委員 私が知りたいのは、要するに1年間のうちにどれだけそこを開かれて、使われているのという、その日数を聞きたいんです。例えば、催しにおいては2日間かかりますよとか、準備にかかりますよとか、外から見ても使われていないような形態であるようなこともあるでしょうから、その1年間の期間で何回の使用をされているかという点です。

土谷芸術文化スポーツ局長 ホールのほうを申し上げますけど、グランシアタのほうは利用可能日というのが249日ございます。そのうちの正式利用ということでいただいている分が210日ということになります。ですから、前押さえとリハーサルというのはちょっと数値的に押さえかねるんですけれども、そういう数値です。

音の泉のほうは269日に対して234日というような、利用可能件数269に対して利用件数は234件という押さえ方になっていますね。

阿部委員 そうですか。一覧があるんですね。

土谷芸術文化スポーツ局長 あります。お届けをさせていただきます。

濱田副委員長 芸術文化短期大学、これは美術館もできることでありますし、県立でこういう大学があるというのは非常にいいことだというふうに思います。それで、例えば、九州の8県で県立でこういう系統の大学があるんでしょうか。

それと、以前、総務企画委員会の所管事務調査で行ったときに説明を受けたんですが、県外の学生と県内の学生の比率、そして授業料にたしか幾らか差があったじゃなかったか

なというふうに思っておるんですが、もう1回確認のためにちょっとお聞きをしたいと思
います。

中島政策企画課長 九州8県でのというお話でございましたけれども、公立の芸術系の短
期大学というのは全国でここだけということです。

濱田副委員長 静岡のほう、静岡県立、何かあったような気がしたんですけど。

中島政策企画課長 公立の芸術系短期大学という位置づけではここだけということであり
ます。

それから、県外と県内比率でありますけれども、平成26年度の在学生では、県内比率
が56%、県外比率は44%となっております。

それから、授業料ですけれども、済みませんがちょっと手元に資料がございませんので、
また後ほどでよろしいでしょうか。

濱田副委員長 よろしいです。

中島政策企画課長 以上でございます。

濱田副委員長 もう1つ、就職ですね。県内のこの生徒の卒業生の就職率はどんなもんで
すか。

中島政策企画課長 平成25年度の卒業生、学科生全体の就職率は89%となっております。

濱田副委員長 県内就職の状況はどうか。

中島政策企画課長 この中で、県内就職でありますけれども、就職者全体の県内外は、県
内が65%、県外が35%というような形であります。

それから、学費のほうでございますけれども、授業料は39万円になっています。県内
生と県外生につきましては、入学金で差がございまして、県内生は16万9,200円、
県外生が28万2千円というふうになっております。

濱田副委員長 どこも高校生が非常に少なくなっておりますので、今後、県外の入学生に
頼る、こういうことも定員をちゃんと確保するためには必要になってくるんじゃないかな
というふうに思いますので、例えば、県外の、できたら九州内なら九州内でもいわゆるP
R活動ですね、こういうものももうそろそろやっておかないと、何とか3千万円ぐらい利
益が出ておりますけれども、これは大学も当然入学生が総数としてどんどん減ってきてお
りますので、十分備えをする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

中島政策企画課長 そういうところも含めて、今、私ども一生懸命やっておりますけれど
も、まず、広報も大事と考えておりますけれども、それともう1つ、やはり魅力ある大学
づくりということで、先ほど申し上げましたけれども、国際総合学科のほうはコース制導
入などいたしまして、一時は志願者数は落ちておりましたが、それによってだいぶ盛り返
してきたというところもありますので、そういった面で引き続き魅力ある大学づくりとい
うところをやっていききたいというふうに思います。

田中委員 ちょっと関連します。定員率はどれぐらい、今、充足しているんですか。

中島政策企画課長 定員率ですけど、ちょっと、今、細かい数字を探しておりますけど、
大体おおむね120%ぐらいというところでありまして。

田中委員 非常に経営、運営がうまくいって黒字も出すような、これは立派なことでは何の
遜色もないんですけど、一方、これから学生数が減る中で、私学の大学、短大もあるわけ

ですね。その辺のバランスも少し考えてやらんと、今、数だけでも130人ぐらいオーバーしとるんじゃないですかね。数としても何か定員から見ても百何十人オーバーしとって、私学の経営を圧迫しとるんだという声も私学からも聞こえてくるんですよ。だから、高校の場合は公私間比率とって割合のあれを持っていますけど、私学、大学の場合はそういうのはないんでしょうけど、お互い共存していくために、それは月々の月謝も安いし、メリットも大変あるんでしょうけど、やっぱり全体的なバランスも考えてやらないかんということを含めて、今後の課題じゃないかと思っています。学生をきちっと定員だけ確保することは基本的に大事なんですけど、ちょっとそこら辺を含めてね、経営、経営ばかり走って一人勝ちばかりしとって、県内の大学が潰れたとか私学が潰れたとかならんように、そこはバランスよくやっていただきたいというのが希望ですのでよろしく配慮してください。

吉岡委員長 先ほど阿部委員のほうから航空ターミナルについてのご意見、おすし屋さんの件もあります。執行部の答弁があればお願いします。

阿部観光・地域局長 まず、空港のすし店、海甲の件ですが、これは委員もご案内だと思えますけれども、お弟子さんがあの後、新たに店をリニューアルして出しております。店の名前は少し変わっておりますけれども、営業しております。

航空ターミナルの対応でございますけど、まさに県の玄関口として、空の玄関口としてふさわしくない対応であり、空港が空港利用者だけでなく、全てのお客様が利用する場として、今後ますます魅力を高めていかなければあの空港は生き残っていけないというような危機意識を我々は持っておりますし、航空ターミナルのほうにも同じような意識を持ってもらうように奥塚社長のほうにも申し伝えておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉岡委員長 じゃ、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。ほかによろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、執行部は、引き続き報第41号の説明を行ってください。

中島政策企画課長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

これは条例に基づいて毎年報告しているものでございます。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20政策、57施策から構成されておまして、この報告も57施策ごとに評価を行っているものでございます。

まず、1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、それから施策に対する意見・提言による総合評価の結果を記載してございます。

取り組みの進捗状況につきましては、AからDの4段階での評価としておりますが、全57施策のうち、A評価及びB評価は55施策、全体の96.5%となっております。また、C評価は2施策となっております。

1ページめくっていただいて、2ページをお開きいただきたいと思っております。

目標指標の達成状況についてですが、1番上の表にございますように、「達成」から

「著しく不十分」までの4段階の区分としております。

192指標のうち、「達成」と「概ね達成」は、表の上から3行目でございますように156指標、全体の81.3%となっております。また、「達成不十分」は26指標、それから「著しく不十分」は10指標となっております。

なお、参考資料として、1番最後をちょっと見ていただければと思います。165ページあたりから以降に、政策・施策ごとに目標値に対する達成度を一目でわかるようレーダーチャート方式で示してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、企画振興部所管の施策と総合評価についてご説明をしたいと思います。

ちょっとまた戻っていただいて恐縮なんですけれども、3ページをごらんください。3ページの一覧表でございます。

安心分野では、政策欄の8、地域の底力の向上にある2つの施策ともA評価となっております。

それから、次のページをお開きください。

活力分野では、政策欄3、ツーリズムの展開の1つの施策、それから政策欄4、元気あふれる地域づくりの推進の施策の2つの施策は全てA評価となっております。それから、政策欄5、海外戦略の推進の施策、(1)アジアに開かれた飛躍する県づくりはB評価、それから、(2)国際人材の育成は残念ながらC評価でございました。

さらに、その次の5ページ、発展分野でございますけれども、政策欄1、教育の再生のところでございますが、施策(4)地域に根ざした大学等高等教育の推進、それから政策欄2、芸術・文化の興隆とスポーツの振興の施策、(1)県民文化の創造、それから政策欄4、交通ネットワークの充実と地域交通対策の推進の施策の(1)の広域交通網整備推進と(2)の地域生活交通システムの形成は全てA評価でございました。

以上が企画振興部に関係する11の施策の総合評価でございます。プラン2005の目標指標の達成に向けて取り組みを進めているところでございますが、それぞれの指標につきまして、成果が上がっている指標、それから、逆に厳しい達成状況となった指標について主なものをご説明をしたいと思います。

まず初めに、成果が上がっている指標について3点、ご説明をいたします。

ちょっと飛びますけど、102ページを開いていただければと思います。

施策名は観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進でございます。目標指標の1番目、県内宿泊客数は平成25年度の目標の510万人に対しまして、実績は522万2,290人で、達成率は102.4%を達成しております。

それから、続きまして136ページであります。

施策名、県民文化の創造で、目標指標欄の3番目の大分県芸術文化振興会議が選定した芸術文化事業等の鑑賞児童生徒数の指標でございますけれども、25年度の目標の1万1,480人に対しまして、実績は1万5,761人で、達成率は137.3%となっております。

続きまして、150ページであります。

施策名、広域交通網の整備推進であります。目標指標の3番目に掲げております大分空港の利用者数は、25年度目標の140万人に対しまして、実績は171万9千人で、達成率は122.8%となっております。これはジェットスター・ジャパンの成田線の新規就

航や羽田線、伊丹線の増便等々によるものでございます。

以上、成果の上がっている指標3つを選んでご説明をさせていただきました。

次に、厳しい達成状況となった指標を2つ、ご説明をいたしたいと思えます。

またちょっと戻っていただいて、64ページであります。

施策名、小規模集落の維持・活性化でございますが、目標指標欄の4番目、上から4つ目、集落支援員・地域おこし協力隊設置市町村数は、25年度の目標12市町村に対しまして、実績は10市町村で、達成率は83.3%となっております。これは知事や市町村をメンバーとする小規模集落対策本部会議などで要請は行っておりましたけれども、新たに設置する市町村があらわれなかったというものでございます。今年度はそうした未設置市町村に直接出向きまして、改めて制度や活用方法について説明を行っております。津久見市、杵築市、姫島村、玖珠町、九重町などが導入について検討するなど、設置に向けた取り組みを進めているところであります。

続きまして、112ページをお開きください。

施策名はアジアに開かれた飛躍する県づくりでございます。目標指標欄の2番目、留学生の県内企業への就職者数が25年度の目標の42人に対しまして、実績は36人、達成率は85.7%でございます。これは首都圏等における企業の留学生採用意欲が高まったこと、それから出身国、地域の給与水準向上による帰国者の増加などによりまして、就職者数が伸びなかったものでございます。今後は県北、県南で留学生と地場企業との交流会を実施するなどニーズの掘り起こしを行ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

吉岡委員長 ありがとうございます。ただいまの長期総合計画の実施状況に関する報告について、ご質疑はございませんか。

濱田副委員長 5ページの芸術・文化振興、スポーツ、これは県民スポーツの振興が「著しく不十分」、Cということですが、あしたから県民体育大会もありますし、いわゆるこの数字をとる基準ですね。基準が、例えば、オリンピック選手を出すとか、あるいは国体で総合的に何位になるとか、そういう1つの指標に基づいてCランクというふうになっておるのか、何かその辺のすっきりした評価をする基準はどんなふうになっているのか。

中島政策企画課長 県民スポーツの振興につきましては、140ページをお開きいただきたいと思えます。

「著しく不十分」という評価につきましては、先ほどご説明しました目標指標のところをごらんになっていただきたいんですけども、県民スポーツの振興については、この4つの目標指標で達成度を計っております。1から4を見ていただきたいんですけど、25年度のそれぞれ達成度、25年度、A分のBと書いてあるんだけど、上からいきますと78.2%、68.6%、79.2%、80.4%ということでございます。その下、指標による評価にございますとおり、いずれも「著しく不十分」、あるいは「達成不十分」、1番下が「達成不十分」となっております。そうしたところから、こういった4つの指標をもとに、先ほど申し上げたような「著しく不十分」の——済みません、指標による評価が140ページで行いまして、それに客観評価を141ページのほうで加えております。それが141ページの左上のところ、指標以外の観点からの評価を加えまして、そして最終的な評価、そして1番下、総合評価のC評価、こういうような評価をいたしております。

目標指標による評価を141ページのほうに記載しておりますが、それに加えて、141ページの左上の客観評価、最終的な総合評価というような形になっております。

濱田副委員長 あしたから県体ですけれども、各市郡で結団式、そういうものが行われて、我々玖珠郡では約500名、四百九十何名だったと思いますけれども、出場の表彰等で50回とか30回とかあるんですね。10年とかもありますけれども、余りに長い、例えば、スポーツの種類によりますけれども、50年とか、あるいは30年以上というのは、そこでいわゆる新陳代謝、もっと広く参加を呼びかける、どこかで交代せんと、逆に大変立派やけども、いけないんじゃないかなということをやよう感じるんですよ。

恐らくどこも30、40回出場、50回出場というのは表彰が毎年あります。だけど、やはり広く県民にスポーツ大会に参加していただくにはある程度ですね、本当に予選なんかほとんどありませんからね。恐らく各市町村もそうだと思うんですけども、1回なったらずっと県体選手で行けるんです。だから、その辺の何かの一定基準を、いわゆる県民体育大会でありますから、主催する県が考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、どう思いますか。

日高企画振興部長 済みません、県体は基本的に教育庁のほうで所管しておりますので、なかなか誰も答えにくいと思いますので、私のほうから答えさせていただきます。

まず、県民の健康づくりが大変大事ですし、そういう意味でも、県民の励みになるためにも県体というのは非常にいい目標になっていると思います。

また、国体という次の大きな県としての目標もありますので、個々の選手育成という意味でも大きな要素があると思います。

委員が言われたように、それが新陳代謝を繰り返して、いつも活性化していくということは大変そういう活力を生み出すと思いますので、そういう意見があったことをぜひ私どものほうから教育庁のほうに伝えたいと思っております。

吉岡委員長 お伝えください。お願いします。ほかにご質疑はございませんか。

濱田副委員長 決して出るなというんじゃないですよ。立派ですよ、選手として何十年もやるというのは。ただ、やっぱり少し変わる要素というのがないといけないんじゃないかなと、そういうふうに思うので。（「監督、コーチやろう。それはずっと」と言う者あり）もちろんそうやけどね、やっぱり選手でおるんじゃない。

吉岡委員長 じゃ、ほかにご質疑。酒井委員よろしいですか。

酒井委員 いいばい。

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、以上で、法令に基づく報告を終わります。

執行部から、その他の報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、県の出資比率が25%未満等の法人の経営状況について、説明を行ってください。

細川観光・地域振興課長 観光・地域振興課所管の県出資法人の経営状況についてご説明いたします。

県出資法人等の経営状況報告概要書の3ページをお開きください。

公益社団法人ツーリズムおおいたでございます。

当法人は、本県の観光事業・産業の発展・振興及び地域活性化を図るため、ツーリズム戦略に基づき、県内各地域の観光素材の磨き、国内外の観光客の誘客や情報発信等を実施

しております。県出資金はございません。

25年度の決算状況は、4,876万3千円の黒字ですが、MICE基金残高4,800万3千円を除く76万円が実質的な黒字額です。

26年度は、「いやします。ひやします。おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン」の全国宣伝販売促進会議や商品造成の促進、情報発信、MICE誘致等の幅広い観光事業に取り組んでいます。

次に、33ページをお開きください。株式会社別府交通センターでございます。

当法人は、別府国際観光港前のバスターミナルの運営、管理業務を行っており、附帯事業として、食堂の経営、土産品等の販売を行っております。

県の出資金は3,900万円であり、出資比率は21.7%であります。

25年度は1,446万3千円の利益を上げており、過去3年間を見ましても、毎年1千万円以上の黒字となっております。累積損失は7,435万3千円ございますが、順調に減少しております。

次に、34ページをごらんください。株式会社サン・グリーン宇佐でございます。

当法人は、かんぼの郷宇佐の経営を行っております。

県出資金は370万円であり、出資比率は12.3%であります。

25年度は、1,235万7千円の利益を上げております。

8,123万4千円の累積損失により、5,123万4千円の債務超過となっておりますが、24年度に策定した経営改善計画を着実に実行したことにより、収益を大幅に改善し、25年度は単年度の黒字化を達成しております。

以上で観光・地域振興課の説明を終わります。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 続きまして、株式会社大分フットボールクラブの経営状況についてご報告いたします。

同じ資料の35ページをお開きください。

まず、4の25年度の決算状況の欄をごらんください。損益計算書と貸借対照表を記載してございます。同社の会計年度は2月から翌年1月となっておりますので、数値は平成26年1月末現在のものとなります。

平成25年度決算は、6の欄にございます対策及び処理状況の1にもありますように、収入の確保や経費の削減などの経営努力によりまして、J1の昇格支援金の一部を含み2億2,120万円の当期純利益を計上しており、4期連続で1億円以上の黒字となっております。これによりまして、平成25年度末の債務超過額は、貸借対照表の純資産の額のとおり3億6,478万5千円でございます。

同社のここ数年の経営上の懸案事項につきましては、ご案内のとおりJリーグクラブライセンスの維持ということがございましたけども、それは27年1月末までにこの債務超過を解消するというのが条件となっております。このため当社では、6のところでございます。2番でございますが、本年3月に企業再生ファンドの活用、それから本年5月には経済界及び行政からの出資による増資を得まして、債務超過を解消したところでございます。

なお、現在の資本金については2にございますように「県出資金、出資比率、資本金等の総額」欄にもありますように、8,051万9千円となっておりまして、そのうち、県は、

本年5月の出資によりまして1千万円を出資しておりますので、出資比率は12.4%となっています。

県としましては、同社に対しまして引き続き経営努力を求めていくとともに、同社の経営状況について引き続き注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

飯田交通政策課長 交通政策課が所管する団体についてご説明いたします。

資料の36ページをお願いします。

一般財団法人大分県自動車会議所でございます。

2の出資金でございますが、総額は245万円、そのうち20.4%に当たる50万円を県が出資しております。

3の事業内容につきましては、大分市大津町にあります交通会館の経営及び維持を主に行っており、その他、交通安全事業の促進及び協力や自動車に関する調査研究及び普及宣伝、事業者間の連絡協調、意見の公表及び国や県に対する要望活動などを行っております。

4の25年度決算状況でございますが、当期正味財産増減額は109万9千円の増となっております。

5の問題点及び懸案事項につきましては、特にございませんが、平成24年度に大分交通会館の外壁、エレベーターと空調などの大規模改修を実施したところであり、今後とも会館の維持及び適正な運営を引き続き行うこととしております。

吉岡委員長 ただいまの5件の報告について、ご質疑はございませんか。

阿部委員 ツーリズムおおいたですね、県は観光というものには物すごく力を入れて、これからもどんどん推進していくでしょうからね。県出資がゼロというのは、これはゼロでいいのか、もうこういうところには出資ができないのか、それとも県の施策とツーリズムおおいたという、そういう団体との間合いをある程度置いておかなきゃならないのか、このところはどうなんですかね。ちょっと教えてもらえないですか。

細川観光・地域振興課長 この団体は、公益社団法人という形をとっております。社団法人というのは会員制で運営しているということで、県下各地の観光協会、それから実際の事業者、こういう団体のお金、負担金をいただきながら運営しているということで、県内全体が一体となって運営をするという形態をとっておりますので、県からは人員を3名派遣をしております。そういう関係で、今回ご報告をしているということでございます。県のほうは人的な支援をしているという形になっております。

阿部観光・地域局長 追加で説明させていただきます。ツーリズムおおいたと県との関係は両輪の関係というふうに見ていただいて結構でございます。今、課長が申し上げました人の関係だけではなくて、ツーリズムおおいたは委託料を2億円強受け入れていますが、このかなりの部分を県からの委託料という形にしております。したがって、観光戦略……

阿部委員 例えば。

阿部観光・地域局長 例えば、今回のdestinationキャンペーン、これにつきましてもdestinationキャンペーン事務局をツーリズムおおいたの中に置きました。そこで県の負担金、それから市町村の負担金で運営しているというのもございます。それから、国内外の誘客関係でのキャンペーン事業、こういったものも県からの委託料という形

でかなりのものを、大半と言っていいかと思いますが、賄っております。

我々が政策企画をする。もちろん民間の意見を含みながら政策企画をする。そして、ツーリズムおおいたと連携してそれを実施するという形でやっておりますので、まさに一心同体というのが県とツーリズムとの関係というふうに見ていただければと思います。

阿部委員 我々も県内所管事務調査でビーコンにあるツーリズムおおいたを訪問して、意見交換もやらせていただいたので、県の人員の派遣とか、そういうのも聞いていますし、DCの担当も伺っているんですが、そういうことになれば、例えば、前は別府駅にありましたよね。その別府駅にあったのが、今、ビーコンのほうに移っていますね。それはやはり移るとかそういう事柄に対しては、ツーリズムおおいたそのものが要するにいろんな状況の中で移りますよと。これは両輪であるならば、県と協議の上であそこに移っておるといふふうに理解していいのかな。

阿部観光・地域局長 ツーリズムおおいたの理事会、その前の幹事会等には課長も私も出席して協議を行います。もちろん事務レベルでも協議を行ってございます。ビーコンのほうに移ったのは、ツーリズムおおいたの体制をかつての少人数でやっているだけではもうこれは無理だということで、今は先ほど申し上げた県が3名、それから市町村から3名、それから民間からも4名出ていただいて、その他緊急雇用等で、今、18名から20名の体制で動いていますので、どうしても別府駅では手狭ということでビーコンの中に移したと。これについても全て私どもと協議をさせていただいた上で動いているというところでございます。

阿部委員 わかりました。

吉岡委員長 ほかにご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようですので、執行部はその他の報告を続けてください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 それでは、総務企画委員会資料のほうの3ページをお開きください。

国際スポーツ大会事業推進班の設置につきましてご説明をさせていただきます。

8月1日付で組織改正が行われております。今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2019年ラグビーワールドカップ日本大会など、国際的なスポーツ大会の日本開催が予定をされております。本県といたしましては、まずはこれらの国際スポーツ大会について情報収集を進めるとともに、県として、国際スポーツ大会やその事前キャンプを地域の活性化につなげるため、芸術文化スポーツ振興課内に参事ポストを設けるとともに、国際スポーツ大会事業推進班を新設いたしました。

続きまして、4ページをお開きください。

今議会の一般質問にもございましたが、ラグビーワールドカップ2019についてご説明をいたします。

大会の概要でございますけれども、開催時期は2019年9月から10月にかけて開催される予定となっております。参加チームは20チーム、予選を5チームごとの4プールに分かれて戦いまして、各プール2チームが決勝トーナメントに進みます。試合会場といたしまして10から12の会場が予定されております。試合カテゴリーという表がございますけれども、仮に、本県が立候補した場合は、大分銀行ドームは約4万人収容できま

すので、カテゴリーAに分類されると思われます。

次に、大会の特徴につきましては、アジアで初、また、ラグビー伝統国以外で初となるワールドカップの開催となります。

次に、今後のスケジュールについてですが、10月31日が開催希望申請書の提出期限となっております。その後、立候補した自治体に対しまして、ラグビーワールドカップ組織委員会からの視察が予定されており、それを踏まえて来年の3月に開催地が決定をいたします。

最後に、今議会での知事の答弁にもありましたように、開催に当たっては課題が幾つかございます。試合の運営に必要な開催地の組織委員会を設置する必要があります。また、今回、スタジアムの建設費は生じませんが、想定される費用といたしましては、芝生の拡張費、ラグビーはサッカーよりもゴールの後ろと、それからサイドラインの横の芝生が多く必要となりますので、その拡張する経費が必要になります。また、メディアセンター、各国からかなり多くの記者が参りますので、メディアセンターなどの仮設工事が必要となります。

それに関係経費として、サッカーワールドカップのときと同様に、警備費用、それから輸送費用、また医療や救護、ボランティアに関する経費などが予想されます。

また、工事や試合がJリーグ開催期間と重複しますので、一定期間、Jリーグの試合ができなくなることが想定されます。そこで、ラグビーワールドカップ組織委員会がJリーグに対しまして、そういった際の協力要請をしているところでございます。

なお、立候補ということになりましたら、また激しい誘致競争が始まることになろうかと思っておりますので、その際は議員の先生方にもお力をおかしいただければというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤県立美術館推進室長 美術館の進捗状況について、ご報告します。

同じ資料の5ページをお開きください。

9月2日現在の写真でございます。

10月末の美術館の完成に向けて、予定どおり工事は進んでおります。外の足場もとれ、全容がほぼごらんいただけるようになりました。現在は、床や塗装などの内装工事を行うとともに、外構工事にも着手しています。

次のページをお開きください。6ページでございます。

11月に建物の引き渡しを受けますので、美術館竣工記念としてOPAM誕生祭を盛大に行いたいと考えています。期間は11月23日から30日、初日の23日には、竣工記念式典を予定しています。議員の皆さんにもご案内いたしますので、是非ご出席のほどよろしく申し上げます。期間中のイベントは資料のとおりでございます。

右側をごらんください。美術館の開館日ですが、平成27年4月24日と決定しました。現在、新見館長を中心に開館記念展の準備を進めているところでございます。ご期待いただきたいと思っております。

細川観光・地域振興課長 次に、資料の7ページをお開きください。

韓国のソウル特別市での大分県観光プロモーションについてご報告を申し上げます。

8月21日から22日にかけて、韓国の首都ソウルにおいて、現地の旅行関係者等

に対して、本県の観光資源の魅力等を直接売り込む官民一体となった「大分県観光プロモーション」を実施しました。これは、今年2月の「釜山プロモーション」に続くもので、韓国では2回目、ソウルでは初めてのものです。

本県外国人観光客の中では、韓国からの観光客数が最も多く、過半数を占めております。平成23年の東日本大震災の発生後、観光客数は一時大きく落ち込みましたが、平成24年、25年と増加傾向にありました。しかし、平成26年に入り、日韓関係や大型旅客船の事故によりまして団体客を中心とした減少が続いております。韓国からの観光客を呼び戻す必要があります。

今回のプロモーションには、県内の観光行政関係者、民間の観光事業者など33団体、51人が参加しました。

プロモーションの内容ですが、21日には韓国の旅行社等を招待いたしまして商談会及びレセプションを行いました。22日に現地主要旅行会社を訪問して、大分県のPRをいたしました。商談会では、大分県側が33のブースを出展し、来場者に対して本県の魅力を存分にPRしていただきました。韓国側からは、120名を超える旅行社等に参加いただきました。大変にぎわいました。レセプションでは、大分県の最新の観光素材を紹介するとともに、地域ごとのPRタイムを設け、大分県への理解を深めていただきました。

翌日22日は、大手旅行会社の日本本部長などを訪問いたしまして、韓国の旅行需要動向などの意見交換をしました。

今回の商談会を通じて、早速9月から参加施設にツアー客が立ち寄ったり、かつての連携先との回復のめどがついた、という声が届いております。具体的な事業効果があらわれ始めていると考えております。

日高企画振興部長 済みません、資料は用意しておりませんでしたが、きょう、急に動きがありましたので、1つご紹介させていただきます。

4月4日から運休をしましてまいりました大韓航空のソウル線につきまして、きょう大韓航空側から私どものほうに連絡がございました。その内容は、来年の1月2日から運航再開するという連絡でございます。来年1月2日から週2便という形で運航する形になっております。先ほど報告いたしましたティーウェイ航空は、9月24日からは2便、それから10月26日からは週4便という体制がスタートします。この4便の日程と大韓航空が、今、予定している日程は日が重なりませんので、週7日のうちの6日、大分からの便ができるという形になります。

とはいえ、今までなかった便が一挙にふえる形になりますので、先ほどご懸念いただいたようなことも大変心配な状況ではあるんですけども、せつかくの機会ですので、私どもとしては、一生懸命、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

吉岡委員長 以上でその他の報告は終わりました。ただいまの4件の報告について、ご質疑はございませんか。

濱田副委員長 以前、ソウル便ですね、これ逆に向こうから来るんじゃないかと、大分からあれば5人が1組で、6千円か何か補助を出していました。あれは大体延べといえますか、年間どのくらい利用があったんですか。

飯田交通政策課長 今、グループは2人以上のものに対して片道2千円、両便使うと4千円ということにしております。近年の使用状況はちょっと今手元にないので、後ほどご報

告いたしたいと思いますが、予算が500万円だったと思います。

濱田副委員長 往復で4千円。

飯田交通政策課長 往復4千円です。

濱田副委員長 わかりました。後で数字だけ。

阿部委員 土谷局長、前に言ってたように開館日、これは状況説明だけでいいんですけどね、先般もお話しさせていただいたんですが、来年の4月、この日の設定ですね、ちょうど市長選の真っただ中なんですよね。大分市ですよ、ほかの市町村は別にしてですね。

大分市は、美術館がありながら、県立美術館でどうだこうだという議論がまずこの美術館のときにあったわけですよ。そういうところもやはり大分市美術館とすみ分けをしますよね、今度のこれは館長並びに学芸員との連携は密にとりながらすみ分けをやっていきますというようなところからスタートしていると思うんですよ。

当然、二十何日というのは知事選は済んでいますけどね、知事選の真っ最中にこの日には設定しないと思うんですよ。ところが、この日にちを、多分まだ確定じゃないでしょうけど、4月24日というのは大分市の市長選挙の真っただ中だと思うんですよ。無競争ならいいでしょうけどね。そうやってきますと、大分市で開館の式典をやるのに市長不在ということもあり得るわけですから、やはりそういう意味合いで大分市と大分県が仲悪いんじゃないかとかよく言われるでしょう。しょっちゅうそういう話があるんです。職員が仲悪いじゃなくて、首長同士が仲悪いとかよく言われるんでね、そのときそういう言葉が背景にありながら、あえてなおかつこれ。大分市とはどういう話、「大分市としてはいいですよ」と軽く返事が来ているのかな。

土谷芸術文化スポーツ局長 まず、4月24日の設定をなぜここにしたかというのからご説明させていただきたいと思うんですけども、私どもは新しい館をつくりまして、たくさんの方をお引き受けするというか、お迎えするのに、まず1つの5月の連休というのはとても大きなターゲットになります。なおかつ、できるだけ早い時期にあけたいというのが1点と、それから、5月の連休に人を受け入れるためには、やっぱり館としてこなれる時間が1週間ほどどうしても必要だということでこの時間を実は選ばせていただいたようになっています。

事前に大分市にお話をしたかと言われますと、例えば、4月24日に決めますというご相談というのはしていないんですけども、ただ、美術館を開館後、これからどうするか。例えば、交通の問題をどう連携をとっていくかとか、あるいはそれを核にして一緒に商店街を盛り上げていこうとか、あるいはうみたまごの中で作品の展示があるので、それとどう組んでいくかというようなお話は常に実はさせていただいているので、先日ご説明のときに議員からもお話をいただきまして、改めて実は近々大分市とお話をさせていただく時間を今予約を入れさせてもらっているところです。

決めました理由は、今申し上げましたように、実はほかのことは何も考えないと言ったら悪いんですけども、5月の連休に県民の皆さんをたくさん受け入れるためにどうすればいいかと。それからなおかつ、来年、小学生を受け入れるということを考えておりますので、そのために館がこなれる期間と考えたときは、どうしてもこの週にはあけないとそれができないということなんで、この日を準備させていただいたという実情でございます。

阿部委員 ぜひですね、せっかくこれだけの大事業をやって、将来いろんな意味で大きな意味のある美術館ができるわけですからね、やはり行政のあれが違っても、そこところは十分話をして理解を求めてやっていく努力をぜひしていただきたいというお願いができませんので、ぜひやってください。日高部長もよろしく申し上げます。

ややもすると、さっき言ったような事柄にも発展しかねない、これは。私は実は市議員のほうからも来ているんですよ、こういうのはね。だから、そういうふうにはぼんぼんぼんね、こちらが思っているようなこととは違った方向でいきかねないようなこともありますので、その努力をぜひお願いします。

以上です。

吉岡委員長 今のご意見を酌み取って、しっかりよろしく申し上げます。

ほかの委員さんはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかに、ご質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 それでは、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

暫時休憩します。午後3時から再開します。

〔企画振興部退室〕

14時48分休憩

15時01分再開

〔総務部・生活環境部入室〕

吉岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

まず、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました請願43集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願43集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について、説明いたします。

お手元の請願文書表1ページをごらんください。

請願にあります集団的自衛権の行使に関する議論については、我が国の安全保障政策の根幹及び憲法解釈に深くかかわることであり、それ自体、国のあり方に深くかかわるものであると考えています。

閣議決定に基づく立法化等については、今後、国会の場で論議されることとなりますが、防衛政策の論議については、国の専管事項に関するものであり、県執行部としては、具体的に言及する立場にはないと考えております。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

お諮りします。

本請願は、採択すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに賛成の方は挙手を願います。

佐々木委員 どういう意味ですか。

吉岡委員長 この請願に賛成の方は、手を挙げてください。

佐々木委員 この意見書を出すのに賛成です。

これは、議会運営委員会で扱ってないですか。

吉岡委員長 いいえ、これは合い議案件で、福祉保健生活環境委員会に回答するために、この委員会で合い議を行い、本委員会としてはこの請願に賛成か反対かを伝えなければなりません。

酒井委員 この案件は6月にも、第2回の定例会に出されたときにも、これに対する意見等は述べさせていただいたんですけど、そのときも、これと同じような採決をしたんですね。

吉岡委員長 この請願、意見書に賛成かどうかです。（発言する者あり）

濱田副委員長 請願採択、意見書提出に賛成の人は手を挙げてくださいということですね。

吉岡委員長 そうです。

〔賛成者挙手〕

吉岡委員長 賛否が同数でございますので、委員長である私が裁決いたします。

本請願は、不採択とすべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたします。

合い議請願の審査が終わりましたので、池永参事監兼防災危機管理課長初め生活環境部はここで退室いたします。

〔生活環境部退室〕

吉岡委員長 引き続き、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 それでは、福祉保健生活環境委員会からの合い議、第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、ちょっと長いんですけどもご説明申し上げます。

議案書は28ページになるところでございますけれども、きょうの説明資料を用意しております。総務企画委員会説明資料、最初の1ページをごらんいただきたいと思います。

ご説明申し上げます。この関係条例の整備ということで、いろんな条例が絡みます。それをひとまとめにして条例改正するものでございますけれども、左上、1番、法改正の主な内容のところでございます。

まず、(1)法律の題名改正というところがございます。これまで、薬事法という法律がございまして、それがこのたび、法律の題名が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改正されました。それが1つでございます。

この趣旨として、(2) 医薬品等の安全対策強化のため医療機器等の区分が細分化されまして、それぞれの特性を踏まえた規制の再構築が行われるといったようなこととなります。それは、その下に書いておりますように、医療機器とか、体外診断用医薬品の製造業は規制緩和するとか、そういったものが許可から登録制になると、こういった内容でございます。

それに伴いまして、2番、条例改正が幾つかありますが、総務部にかかわるものは、アンダーラインを引いておりますけれども、大分県使用料及び手数料条例の改正でございます。これにつきましてご説明申し上げますが、その下でございます。

3の大分県使用料及び手数料条例の改正内容のところでございます。左の製造業の区分の細分化という大きな枠がございます。その中で、①医療機器というふうに書いておりますが、これは製造業のことですね、全て。医療機器製造業のうち、再生医療製品を除き、許可制が登録制となったこと及びiPS細胞を培養した製品といった再生医療製品が大臣の許可となったことに伴いまして、右の表のとおり許可に関する手数料を廃止いたしまして、かわりに登録に関する手数料を新設するものでございます。

それと、その左にお戻りいただきまして、②医薬品の製造業のうち、尿検査試験紙といった体外診断用医薬品について、これも規制緩和により登録制となったことに伴いまして、右の表のとおり登録に関する手数料を新設いたします。

また、左側の表の1番下、少し網がかかっておりますが、米印の1番のとおり製造販売業においても、製造業と同様、区分が細分化されましたけれども、規制緩和等が行われなかったことから条項整理のみ行います。

それと、右の大枠の下、米印の2番がございます。ここは、医療機器及び体外診断用医薬品の品目の承認に係る適合性調査といったものが知事の事務でございましたが、これが廃止され、国等の事務になったことに伴いまして、手数料を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、この改正法の施行日と同じ、今年の11月25日といたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉岡委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様、どうぞ。

酒井委員 これはほとんど題名の改正とか、内容的な部分じゃなくて、そういういろんな題名の改正に伴っていろんな許可、登録とか、そういう認証の変更が主ということではないんですかね。

長谷尾財政課長 1つは題名の改正、2つは、先ほど申し上げたように、手数料が変わっていくと。それは、変わる原因は規制緩和で、許可から緩い届け出といいますか、登録といった形に変わる。それに伴いまして、県の手数、手間が減りますので、若干そういった差が手数料の金額の設定で下がった部分もでございます。

酒井委員 薬事法の関係は今まで、これが体にいいですとか、これは何に効きますとかいろいろ言うとか薬事法違反ということで、いつも法律違反的なことは言われるんですけど、そういうのは変わっていないんですね、そういう内容的なものは。

長谷尾財政課長 かなり難しいご質問なんですけど、今回は先ほどの区分の細分化と規制の再構築というのが趣旨のようでございますので、多分、今、委員のおっしゃったようなと

ころは入っていないんじゃないかならうかと思えます。詳しいところは、また、福祉保健部に聞かないとあれですけども、流れはそういう大きな流れです。

吉岡委員長 酒井委員、よろしいですか。

酒井委員 はい。

吉岡委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

次に、第95号議案母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

長谷尾財政課長 これも同じく合い議案件でございますが、議案書で45ページになりますけれども、同じ、先ほどの本委員会資料の2ページに概略版を載せておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。

2ページでございますが、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備についてということでございます。

この関係条例整備、概要のところの①に書いておりますように、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律ということで、これが来月10月1日に施行されます。この「等」の中に、実は、その下の②母子及び寡婦福祉法というのがもともとございまして、それに今回、「父子」が加わることになったという法改正がございまして、これに伴いまして、県の関係する条例があるということで、そのうち総務部関係では、2番、改正する総務部関係の条例は、第4条の職員の特殊勤務手当支給条例及び大分県使用料及び手数料条例、この2つがかかわってくるわけでございます。

その改正の内容が、1番下でございますように、職員の特殊勤務手当支給条例ということでございます。法律の題名改正に伴いまして、本条例の26条に規定する母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものです。第5条の大分県使用料及び手数料条例につきましては、父子家庭を新たに支援対象としたことに伴いまして、第3条に規定する別表第1の大分県母子福祉センターを大分県母子・父子福祉センターに改めるとともに、研修室等の利用者区分に、父子家庭の父、父子福祉団体を追加するものでございます。

施行期日につきましては、改正法の施行日と同様に本年10月1日といたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生

活環境委員会に回答することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

それでは、付託案件の審査に移ります。

第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）の審査を行います。

本委員会関係部分のうち、総務部関係分の説明をお願いします。

島田総務部長 それでは、第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）の歳入全般と総務部関係の歳出について説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、27億9,432万1千円の追加であります。累計の予算額は、948億3,741万7千円となります。補正予算の主な内容は、別途お配りしております総務企画委員会資料の3ページから4ページまでが補正予算の主な内容でございます。この秋、新たに就航いたしますソウル線及び関西空港線の路線定着を支援するほか、地域資源を生かした6次産業化の推進やグローバル人材の育成など、年度途中で生じた新たな行政需要に対応するとともに、25年度の決算剰余金の処分を行うものであります。

次に歳入についてご説明します。

平成26年度補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

今回補正しますのは、上から2番目の国庫支出金3億3,958万2千円、それから4つ下の繰越金24億5,473万9千円を合わせました27億9,432万1千円となります。

同じ冊子の5ページをお開きください。

第9款国庫支出金3億3,958万2千円の主な内容ですが、第1目総務費国庫補助金の左から3列目の補正予算額1,529万3千円とありますけれども、これはいわゆるマイナンバー法に基づきまして、国や自治体間の情報連携に備えるため、庁内システムで業務ごとに利用している個別番号を一元的に管理する基盤システムを設計するためのものであります。そのページ中ほどの第3目保健環境費国庫補助金2億5,219万1千円は、消防法施行令の改正に伴いまして、新たにスプリンクラーの設置が義務化される有床診療所がございます。このスプリンクラーの設置に係る助成に対しまして、国庫が追加された医療施設等設備整備費補助金などを計上しているものであります。

次の6ページをお開きください。

第8目教育費委託金1,600万円は、文部科学省からグローバル人材育成のモデル校に指定された大分上野丘高校において、国際的に活躍する力と意欲を持ち合わせた人材の育成を行うためのものであります。

次に、7ページにお進みいただきまして、第13款繰越金24億5,473万9千円は、25年度の決算剰余金を計上しております。

総務部関係の歳出につきましては、同じ冊子の17ページをお開きください。

第13款諸支出金第1項積立金は、先ほど申し上げました25年度決算剰余金を、条例に基づきまして財政調整基金、減債基金にそれぞれ3分の1を積み立てるとともに、今後の県有施設の計画的保全等に備えまして県有施設整備基金に積み立てるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、先ほど審査いたしました企画振興部関係分と合わせて、本委員会関係部分について採決を行います。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 88 号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第 88 号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案書では 20 ページでございます。また、総務企画委員会説明資料では 5 ページでございます。委員会のほうで説明をさせていただきます。

資料の 1 番上、条例の概要をごらんください。

大分県の事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務について、市町村に権限移譲を行うものでございまして、母子寡婦福祉法や薬事法、旅券法など 68 の法令に基づく事務を移譲しております。

次に、中段の法律改正をごらんください。

今回の条例改正は、先ほどご説明しました第 95 号議案母子及び寡婦福祉法の改正、また第 93 号議案と薬事法の改正、これに伴うものが主な内容でございます。これに加えて、薬事法につきましては、丸が 3 つございます。1 番下の丸でございますけれども、25 年 6 月に公布されました分権推進の第 3 次一括法によりまして、コンタクトレンズなど、高度管理医療機器の販売業の許可等に係る権限を、保健所設置地であります大分市に移譲するということがございまして、条例による移譲から削除をするという必要がございます。

1 番下の条例改正の概要をごらんください。

今回の条例改正は、まず、1 番左の母子及び寡婦福祉法等に基づく事務では、法律名の改正を行いますとともに、新たに父子福祉資金の交付及び償還に係る業務を処理をするという改正を行います。この法改正に合わせまして、平成 26 年 10 月 1 日に施行をいたしたいということでございます。

次に、1 番右でございますが、薬事法、薬事法施行令等に基づく事務では、平成 26 年 11 月 25 日の施行分といたしまして、法律名の改正や区分の細分化に伴う根拠条文の変更、体外診断用医薬品の製造業登録等の経由事務の追加を行いますとともに、平成 27 年 4 月 1 日施行分といたしまして、保健所設置市に移譲される高度管理医療機器販売業等の許可手続等に至る事務の経由事務を廃止いたします。

また、真ん中の大分県使用料及び手数料条例に基づく事務につきましても、それぞれ薬事法等に基づく事務の改正に対応した改正を行うというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決をいたします。

なお、本案については、福祉保健生活環境委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号諮問退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問について、執行部の説明を求めます。

宮迫人事課長 第1号諮問退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は386ページ、お配りしております別冊の説明資料、これのほうで説明をさせていただきたいと思っております。6ページをお開きいただきたいと思います。

1のところでございますけれども、知事が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分について、その処分を取り消すよう、異議申し立てが行われておりますが、1の(2)にありますように、給与に関する処分について異議申し立てがあったときは、議会に諮問して決定しなければならないと定められているために、今回、お諮りするものであります。諮問という関係上、若干長い説明となりますが、よろしくお願いいたします。

資料の8ページをお開きいただきたいと思います。不服申立手続の流れということでお示しをしております。

この案件につきましては、懲戒免職処分、それから退職手当支給制限処分、いずれも異議申し立て、審査請求が出されておまして、懲戒免職処分については、左側になりますけれども、人事委員会に審査請求があり、退職手当支給制限処分については知事宛てに異議申し立てがっております。

退職手当支給制限処分については、当該処分の原因である懲戒免職処分の内容を踏まえる必要がありますことから、懲戒免職処分に対する裁決を待つて審理を行うこととしております。

左側、人事委員会のフローにあるように、懲戒免職処分に対する審査請求については、中ほどよりちょっと下、平成22年12月21日ですけれども、棄却するとの裁決を申立人が提訴し、最高裁まで争われております。しかし、いずれの段階でも申立人の請求には理由がないということで棄却となっておりまして、懲戒免職処分が確定したために、右側のフローにあるよう、本件退職手当支給制限処分に対する異議申し立ての審理を再開したところであります。

資料6ページにお戻りいただきたいと思います。

2の事案の概要ということでございますが、異議申立人は、平成21年12月と、3カ月後の平成22年3月に、JRの列車内において、女性の体をさわった痴漢行為により2度逮捕されております。

次のページをお願いいたします。

大分県知事は、平成22年3月25日に、異議申立人を懲戒免職処分にするるとともに、退職手当の全部を支給しないこととする処分を行ったところ、3の異議申し立ての概要にございますように、処分の取り消しを求める異議申し立てが行われたものでございます。

資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。

異議申立人が行っている主張内容と、処分庁の主張、あわせて参考までに、懲戒免職取消訴訟における判決内容を比較しております。

1番左の欄、1番上の痴漢行為に至った原因についてでございますが、異議申立人は、「職場の上司からパワハラや精神的虐待を受けて、自律神経失調症等を発症して休職し、抗鬱剤を上限まで服用していたために、自制心が抑え切れなくなって痴漢行為に及んだものである。第1の事件の後に、飲酒した上司が嫌がらせの電話をかけてきたため症状が悪化したことが第2の事件を起こした一因である」と主張しております。

これに対し、1番右ですけれども、判決においては、「抗鬱剤と痴漢行為との間に因果関係はなく、上司の言動について検討、あるいは考慮する必要はない」とされております。

真ん中ですけれども、処分庁としても、痴漢行為と抗鬱剤との間に因果関係はなく、その他酌むべき事情も認められないことや、上司によるいじめなどについても、上司の事実認識と大きく相違しており、認められないものであると考えております。

次に、そのページの1番下、左の欄ですけれども、処分における裁量権の逸脱というところでございます。

申立人は、「懲戒免職処分時には刑が確定していなかったため、推定無罪とすべきところ、懲戒免職処分を行ったのは処分庁による職権乱用である」と主張しております。

1番右の欄にある判決においては、「公務員でありながら痴漢行為を行っていること自体、厳しい非難を免れないこと。わずか3カ月後に再び痴漢行為を行っていることは、責任の重大さを認識しておらず、公務員としての自覚を著しく欠くものと言わざるを得ない」とされておまして、次の11ページ右の欄、下から2番目のところでございますけれども、「第1事件については2度、第2事件については1度、異議申立人から直接事情を聞いた上で懲戒免職処分を行っており、痴漢行為の原因や背景に特段酌むべき点は何ら認められないことから、懲戒免職処分の判断過程に不合理な点は認められないし、社会通念上も不相当な処分とは言えず、処分庁の裁量権を逸脱、濫用したものではない」とされております。

処分庁といたしましても、このページ、①、②、③とありますけれども、短期間に2度も痴漢行為を行うなど極めて悪質な行為であり、県民の信頼を裏切り、県職員の信用を著しく失墜させた事案であること、それから、12ページになりますけれども、③条例ないし運用通知の考え方に照らしても、本件の退職手当の支給制限処分の裁量権を逸脱したものではないと考えております。

以上、説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉岡委員長 以上で執行部の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご質疑はございませんか。

処分庁の見解はいかがでしょうか。

宮迫人事課長 これまでの事実関係や裁判等の経緯を踏まえたと、退職手当の支給制限処分を取り消すだけの事由はないものと考えております。

吉岡委員長 処分庁の見解は、処分を取り消すだけの事由はないとのことですが、いかがでしょうか。

この案件については、棄却すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本諮問については、棄却すべき旨、答申すべきものと決定いたしました。

次に、請願46消費税の税率引き上げ決定に反対する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の請願文書表及び請願（原本写）をごらんください。

消費税の税率引き上げ決定に反対する意見書の提出を求める請願について、ご説明申し上げます。

急速に進む高齢化で、今後も社会保障費の大幅な増加が見込まれるなか、我が国の国・地方を合わせた債務残高は、優に1千兆円を超え、主要先進国で最悪の水準となっていることから、財政の健全化は、国・地方ともに喫緊の課題でございます。

国民全体が広く薄く負担する消費税は、あらゆる世代で負担を公平に分かち合う観点から社会保障財源に適しており、来年10月に予定されております10%への引き上げは、本年4月からの8%への引き上げと合わせまして、社会保障の充実、安定財源の確保及び財政の健全化へ踏み出す第一歩として位置づけられるものであります。

税制抜本改革法により、平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが予定されておりますが、政府では、経済状況の好転を条件に消費税率の引き上げを実施するとした税制抜本改革法附則にのっとりまして、もろもろの経済指標を慎重に見きわめた上で、予定どおり消費税率を引き上げるか否かを年内に判断するとしています。

吉岡委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

佐々木委員 消費税を上げるとか言うけれども、決して賃金も上がっていないし、消費税アップで、生活者については、大変厳しい環境下にあるんで、消費税アップについては私は反対です。

酒井委員 意見として、今、説明があったとおり消費税が4月1日から3%上がった中で、この消費税に伴う国の税収が4兆5千億円ですか。その影響があるということで、国が5兆5千億円の景気対策の予算を組んだわけですけど、当初この3%というのは、社会保障と国の借金といいますか、財政を立て直すということが主眼になったんですけど、その使い方が、ほとんど社会保障とかそういう財政再建には使われずに、今、別の公共事業とかそういう大企業的なところに使われたという結果に、今、なっておるわけでございます。確かに、今説明があったとおり、特に都会とか、一部では景気が予想……

阿部委員 委員長は、「質問はありませんか」と言ったのでは。

酒井委員 いえ、意見ということで。

吉岡委員長 採決の前になりますので、ご意見を言われてもいいんじゃないでしょうか。

酒井委員 私は質問ということじゃなく、意見として述べますということで、発言しています。

吉岡委員長 はい、意見でよろしゅうございます。

酒井委員 やっぱり地方は、今、さっきも言われたように、まだまだその効果となって、賃金は上がらない、物価はどんどん上昇するという中で、非常に厳しいものがある。それに、さらに来年10月から10%になるということになれば、やっぱり景気対策やいろいろの面で影響があるということから、この消費税の2%のアップについては、やっぱり据え置きだろうというように私は思っておりますから、そういう立場でこれについては、ぜひ賛成をしてもらいたいというふうに思っておりますのでございます。

吉岡委員長 ほかにご意見、質疑はございませんか。進めてよろしいですか。

首藤委員 ちょっといいですか。意見が違うんですけど、今、意見ですか、質問ですかね。

吉岡委員長 質問でも、意見でもよろしゅうございます。

首藤委員 意見でもいいですか。

吉岡委員長 はい、結構です。

首藤委員 消費税そのものを上げること自体、私どもは反対と思っております。ただ、この中にありますとおり、今の時期は、やっぱりいろんな意味で厳しい状況だからもう上げないでという、時間的なものがあるみたいなんです。

しかし、そのことはよく理解するんですけど、今のこの厳しい状況の中でやっぱりいろいろ上げていくということは、ますます厳しくなってくるという状況にあることは間違いありませんが、ただ、今のこの時期ということだけではなくて、消費税そのものはこれまでも認めてきた経過がありますので、私はこの意見には賛同いたしかねるという感じではあります。

吉岡委員長 ほかに委員の皆様よろしいでしょうか。

ほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、これより採決をいたします。

採決に進んでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 それではお諮りいたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

吉岡委員長 賛成少数ですので、本請願は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から諸般の報告の申し出がありますのでこれを許します。

まず、法令に基づく報告、報第12号及び報41号について、報告してください。

宮迫人事課長 報第12号公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお開き願います。

本法人は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立された団体で、市町村職員研修を実施しておりました一般財団法人市町村職員研修センターを改組しまして、本年1月に公益財団法人大分県自治人材育成センターとしたものでございます。新たな研修施設も3月に竣工し、委員の皆様方にもご視察いただきましたけれども、4月から県と市町村職員の研修を一元的に行っております。

公益財団法人化に伴い、県と市町村が出資している基本財産が同額となるよう県が追加

出資し、2のところがございますが、出資比率が50%となったことから、地方自治法第243条の3第2項に基づきまして、今回ご報告するものであります。

3の事業内容ですが、県内自治体職員に対する研修の実施、これについては、講座数、受講定員も昨年度までと比べてふえておりますし、特に県と市町村職員が合同で実施する研修は15講座から28講座というふうにふえております。また、各自自治体が直接実施する研修に対する支援なども行っています。

次に、項目4の決算状況でございますけど、25年度は研修一元化開始に向けての準備期間でもあり、市町村職員の研修経費と新研修施設の整備費のみの決算となっております。下線の当期正味財産増減額の8億6,375万2千円の増は、新施設の固定資産の増によるものでございます。

県としては、新施設の整備費の2分の1を負担し、今年度からは県職員研修実施に必要な財団運営費及び研修経費を負担しております。

なお、本法人は研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と公益財団法人大分県市町村振興協会の補助金によって運営されています。

次に、項目5の問題点等、というより今後の課題でございますが、一元化のメリットも生かした研修の質の向上と、その効果としての職員の能力向上、県と市町村職員の連携・協力を促進していく必要があると考えております。

6の今後の対策ですが、研修計画の策定や県と市町村の担当課長などからなるセンター運営検討会議等を通じて県、市町村の意見を幅広く取り入れながら、講師情報・研修手法などの情報共有や規模拡大のメリットを生かして、効果的な研修の実施と効率的なセンター運営に努めていくこととしております。

以上でございます。

川野市町村振興課長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況についてということで、こちらの冊子の資料のほうで進めさせていただきます。

目標達成度の評価方法等につきましては、既に企画振興部からご説明いたしております。ここでは、総務部が所管いたします施策の実施状況についてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

総務部が所管いたします施策は、政策欄の発展分野の1番下でございます6の分権時代への対応という政策欄の中の、(1)分権確立に向けた行政体制の整備という施策でございます。指標評価では、「達成不十分」となっております。

それでは、162ページをお開き願いたいと思っております。

162ページの1番上の表でございます。主な取り組みにありますように、この施策は、①県民参加の機会の拡充、②市町村の行財政基盤整備への支援、③県の行財政基盤の強化、④県と市町村との連携、⑤九州広域行政機構（仮称）の設立からなっておりますけれども、2番目の中ほどの表でございます。目標指標の左にあります指標欄にありますように、市町村への事務移譲数を目標指標としております。

この表の中ほどの25年度の欄でございます。目標値aが296となっております。これは、全ての市町村に21の事務を権限移譲を行うこととした場合の延べの事務件数でございますが、これに対しまして、実績bでございますが、261で、達成率は88.2%

となっております。旅券法、屋外広告物法、農地法、浄化槽法の4事務については、未移譲の市町村がございます。

Ⅲの指標による評価でございますけれども、大分県市町村権限移譲ワーキンググループ会議等で市町村と協議を重ねた結果、浄化槽法に係る事務につきましては、ことしの4月から宇佐市、屋外広告物法に係る事務につきましては7月から津久見市、2件の移譲協議が調ったところでございますけれども、事務負担の増などの理由により市町村との協議が調わなかった事務もあり、目標の達成には至らなかったものでございます。

なお、ここには記載しておりませんが、今年度新たに、損傷等に伴う身体障害者手帳の再交付申請に係る事務、これは17事務ございますけれども、これを市町村へ移譲する予定であり、これにより目標を達成する見込みとなっております。

以上で報告を終わります。

吉岡委員長 ただいまの2件の報告について、ご質疑はございませんか。

佐々木委員 市町村に権限移譲の問題について、私は、今、県が取り組んだり国の取り組み方と正反対の考え方なんですよ。

市町村に業務を移して、その利用頻度とか、そういうものからしたら、非常にお客という例え方をすると、市民やお客が、市のほうの窓口に行った場合、年間を通して、そういう相談窓口なんか非常に利用する頻度が薄い場合は、むしろ、県が一括して、そっちの県の取り扱いでやるほうが、事務の合理化、分散をすれば分散をするほど、市町村に専門職を入れて、専門でありながら1年間の職員の仕事量がないんですよ。これが市町村の職員が一定の場合、職員の窓口が大きいと、あらゆる分野に市町村職員が勉強して、幅広く対応する。だから無駄が多いんですよ。だから、むしろ、旅券の業務なんかでもいい例ですが、市町村で去年は200件あったと。ことしは300件申請がありましたと。50%伸びましたと。300件だったら、1年間に365日全部が、勤務体制じゃないんですけど、1日にわずか1件なんですよ。

それを50%伸びたから喜ぶんじゃないくて、むしろ県で一括管理を、旅券業務などをして、地方はさせない、そういう形の、それは1つの例ですよ。むしろ、利用率の小さいところ、部門は、県がまとめて対応する。私は、分権業務というのは、移すことで意義があるみたいな、役割の内容に踏み込んでいないんで、そういう意味では、今、これを決めているのは動かしようもないでしょうから、やっぱり県がしっかりした考え方を持って取り組んでほしいと思います。

川野市町村振興課長 今、佐々木委員がおっしゃられましたような意見というものは、私ども、権限移譲のワーキンググループ会議の中で、そういった議論も一緒にやりながら、やはり行政の立場というよりも、市民にとってどちらがいいんだろうかといった問題もあわせて議論して、市民サービスの向上につながるか、行政の効率化とか、さまざまな面でやって、それと市町村の行政体制どうかと。

それから、おっしゃられたような部分については、移譲した後も移譲しっぱなしではなくて、県としてしっかりフォローをしましょうという形も体制をとって、移譲を受けた市町村が自信を持ってできるような、そういった取り組みをあわせてやりながら、この権限移譲、地方分権の取り組みを、今、進めているところでございます。

以上、報告をさせていただきます。

佐々木委員 例えば、昔、例なんですけど、パスポートのこの業務を58市町村に、振興局から、中心市から58市町村までパスポート業務をやって、そして市町村合併して、また、住民はそこにおるんですよ。大田村でも全部おるんですけど、また合併したら、振興局単位とか、豊後高田市の本庁単位に戻ってしまうんですから、一度は住民サービスをしたようになるけれども、また合併することで、地方サービスを置き去りにして動いているんですよ。

だから、大田村とか各58市町村にその支部を設けているわけでもないし、だから、ちょっとだけは住民サービスなんです。答弁せんでいいよ。私は、そういう思いがあるということだけ酌んでいただいたらいいです。

濱田副委員長 九州広域行政機構の設立というのが項目になっていますけれども、今、いわゆる道州制の前提として、こういうものが一時出たですよ。道州制も、かなり地方自治体とか、いろんな意味で反対意見が多くて、今のところ、ちょっとストップしたような状態、進捗がですね。そういう状況になっておると思うんですけれども、今、こういう広域行政をもとにして、次のステップは道州制だというようなところの国の方向、それは、大体どの辺までいきよるんですかね。

山本行政企画課長 道州制の議論につきましては、与党内で推進基本法案というものを取りまとめられております。ただ、なかなか地方からいろんな立場、ご意見がございまして、それを国会に提出するには至っていないという状況でございます。

その法案というのも、手続法的なものでございまして、どういう道州制を目指すのかということが書いていない。それは、国民会議で検討するといった内容でございました。全国知事会としましても、やはりまず道州制というものの姿というものがどういうものなのか、まずそこをしっかりと見せていただきたい。それをもとに国民的な議論をしたいということで、与党に対してもお願いをしておるわけでございます。

そういう点で、今、若干議論がとまっているというふうに、私どもとしては承知しております。

濱田副委員長 結局、今からスタートしてやっていく基本的なところが、30万人から40万人、50万人以内ぐらいの都市を、いわゆる東京やら大阪やらの大都市への、いわゆる流出の防波堤にしようというような考え方が結構見えるんです。だから、そういうことと道州制という基本的な、今、地方を創生するというのと、かなり道州制というのはギャップがあるような気がするんですけれども、その辺の今の国の流れを、県はどんなふうにつかんでいますか。

山本行政企画課長 道州制の議論と地方創生の中で議論をされています人口減少対策というのは、今の議論の中では、直接リンクをしたものというふうには思っておりません。まず、地方創生、前提としますのが、今の行政単位、都道府県であり市町村という行政単位をベースにしながら、人口減少によって消滅しかねないといったような行政単位をどうやって機能を維持していくかという議論でございまして、その中で、人口が大幅に流出しないように、ダム的な歯どめとしての拠点的な都市があってはどうかとか、また、その都市と連携をすることによって、行政機能を維持する小規模な自治体があってはどうかといったことで、基本、今の議論というのは現在の都道府県と市町村といったものを前提とした議論であるというふうに理解しております。

濱田副委員長 これから、予算等も、来年度予算に向けての方向ですから、十二分にいろんな角度から検討して、しっかりした県の方針をまた教えていただきたいというふうに思います。終わります。

川野市町村振興課長 先ほど権限移譲のところでご説明申し上げましたときに、身体障害者手帳の再交付申請を移譲することによる「目標達成」と私申し上げたようであります。「概ね達成」という形になろうかと思えます。一部、訂正をさせていただきたいと思えます。

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、執行部は報告を続けてください。
山本行政企画課長 私から3点、報告をさせていただきます。

まず、大分県行財政高度化指針の進捗状況についてご報告いたします。

お手元に、別冊で資料2の平成25年度大分県行財政高度化指針の進捗状況について（概要版）と、取り組み全体を取りまとめた資料3をお配りしておりますが、概要版のほうで説明させていただきます。

概要版の1ページをお開きください。

行財政高度化指針では、2つ目の枠の指針のポイントにありますように、県民への行政サービスの高度化と行政体としての大分県庁の高度化を図ることとしており、その下にあります県民中心の県政運営の実現、持続可能な行財政基盤の確立、多様な主体とのパートナーシップの構築を取り組みの三本柱としております。

2ページをごらんください。

平成25年度の主な取り組みを、指針の3つの柱に沿って整理したものです。

Iの県民中心の県政運営の実現ですが、現場主義の徹底では、地域の多種多様な県民ニーズや課題に対して、現場の実情に即した解決策の実行につなげていくため、地域課題対応枠予算を創設し、8事業に取り組んだこと。積極的・効果的な県政情報の発信では、大分県のブランド力をアップさせるために、福岡・関西エリアで、「日本一のおんせん県おおいた」を集中的にPRしたこと。県民サービスの向上では、3カ所に点在しておりました青少年の相談窓口を1カ所に集約し、ワンストップ化したおおいた青少年総合相談所を設置すること。職員の能力向上では、大分県人材育成方針を改定し、職員が自ら能力開発に取り組み、組織としてその能力を生かしていく仕組みづくりとして、キャリア開発プログラムを導入することを掲げております。

次に、IIの持続可能な行財政基盤の確立ですが、歳入の確保では、庁舎エレベーターへの広告掲載、また、おおいた灯りのサポーター事業の構築などの新たな歳入確保の取り組みを、歳出の削減では、予算執行段階での経費の見直しや団体への負担金見直しなどの取り組みを掲げるとともに、効率的な組織体制の確立では、危機管理体制の強化を、財産の有効活用では、新県有財産利活用推進計画の改定による未利用地等の売却・貸し付けの推進を掲げております。

また、IIIの多様な主体とのパートナーシップの構築ですが、NPO・企業との協働では、青・壮年期への食育を進めるための社員食堂との協働の取り組みを掲げるとともに、市町村との連携では、高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築を推進し、各市町村で高齢者個々のケアプランを検討する地域ケア会議の立ち上げ・定着を支援したことを掲げております。

3 ページをお開きください。

進捗状況で掲げた主な取り組みのうち、特に説明を要するものについて、仕組みなどを補足説明しております。

次に、4 ページをごらんください。

これは、高度化指針の指標となっております財政調整用基金残高と県債残高につきまして、平成25年度決算ベースでとりまとめたものです。

1 番上の表ですが、平成25年度の一般会計決算は、1 番右にありますように、実質収支で24億5,500万円の黒字となったところです。

これに伴いまして、財政調整用基金残高は、表の右から3番目の枠の下から2段目、実績(B)にありますように、25年度末で443億円を確保することができました。平成27年度末につきましては、目標の300億円に対して、あくまでも機械的に計算した試算ではございますが、395億円が確保できる見通しとなっております。

また、その右の一般会計の県債残高の推移ですが、25年度末は、総額では1兆574億円で、前年度に対して43億円のマイナスとなっております。これは、平成18年度以来、7年ぶりの減少ということでございます。臨財債除きでは7,150億円で、前年度に対して342億円のマイナスとなっております。27年度末の見込みとしましても、これも同様の試算ではございますが、臨財債除きでは6,700億円まで減少するものと見込んでおります。

今後とも、行革実践力を発揮し、財政基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。行財政高度化指針の進捗状況についてのご報告は、以上です。

次に公社等外郭団体の経営状況等につきましてご報告いたします。

先ほど来ご説明しております総務企画委員会説明資料、こちらの15ページをお願いいたします。15ページから17ページに、公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況、この概要を取りまとめてございます。

まず、15ページの最初の枠内でございますが、議会報告に関する制度を記載してございます。出資法人等につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、経営状況を報告することとなっております。報告対象となる法人は、地方自治法施行令及び県条例によって、施行令の①に該当いたします土地開発公社、住宅供給公社及び②、③により、県が4分の1以上出資している法人でございまして、今回、議会に報告しているところでございます。

次の枠内ではありますが、大分県では、平成21年9月に策定いたしました大分県公社等外郭団体に関する指導指針によりまして、県が出資している団体は、出資比率が4分の1未満であっても経営状況等を把握をして、議会報告などを行っているところでございます。

なお、個別団体の経営状況等につきましては、本議会の各常任委員会において、所管部局から報告をいたしてございます。私からは、公社等外郭団体について、総括的に対象団体全体の経営状況や、県の関与の見直し状況等についてご説明申し上げます。

中ほどの1としまして、対象団体というのがございます。議会報告をします団体は24団体ございまして、これに指導指針に基づくものが25団体加わりまして、合計で49団体が対象の団体でございます。前年度と比較いたしますと、その下の表の備考欄にありますように、大分県自治人材育成センターに追加出資をして、出資比率が50%に増加をい

たしましたので、議会報告団体が1団体ふえてございます。

次に、2の経営状況でございます。

(1)の当期純利益がプラスの団体というのが30団体、マイナスの団体が18団体となっております。なお、表の欄外にありますように、プラス・マイナス・ゼロの団体というのが1団体ございます。

次に、16ページの1番上、(2)純資産の状況でございますが、プラスの団体が45団体、マイナスが4団体となっております。

18ページをお願いいたします。各団体の経営状況の一覧表でございます。

表の右から3欄目が当期純利益、その右が純資産でございます。当期純利益がマイナスの団体でございますが、マイナスが大きい団体は、指定団体では、1番左の番号欄2番目、大分県芸術文化スポーツ振興財団がマイナス3,808万3千円、11番の大分県産業創造機構がマイナス2,607万円、次の19ページでございますが、25番、養殖漁業用の稚苗生産を行っております大分県漁業公社がマイナス1,811万2千円、1番下、31番の大分県交通安全協会がマイナス3,691万5千円となっております。

20ページのその他団体でございますが、6番、浄化槽の法定検査機関であります大分県環境管理協会がマイナス1,695万円、15番の九州乳業、これは事業を承継いたしました新しい九州乳業でございますが、販売部門と製造部門、連結決算のベースでございますと、マイナス1,365万3千円となっております。

次に、純資産がマイナスの法人は、20ページのその他団体に、そちらに4団体ございます。

まず、2番のサン・グリーン宇佐、これは、かんぼの郷宇佐の運営主体でございますが、マイナス5,123万4千円。3番の大分フットボールクラブがマイナス3億6,478万5千円。これはクラブの決算期でございます1月末時点の数字でございます。その後、ファンドの出資によりまして債務超過の状態は解消されてございます。

また、15番の九州乳業がマイナス365万3千円、17番の周防灘フェリー株式会社はマイナス6,812万円となっております。団体数では前年度と変わってございません。

以上の経営状況につきましては、会計処理上は赤字でございますが、実質的には問題のないという団体もございますし、また、改善傾向にある団体もございますが、特に心配をしておりますのが、19ページの25番、大分県漁業公社でございます。別にブルーの表紙の冊子をお配りしてございます。県出資法人等の経営状況報告概要書というブルーの冊子をお配りしてございますが、こちらの26ページでございます。団体ごとの状況をコンパクトに説明したものでございますけれども、26ページが大分県漁業公社でございます。5番の問題点及び懸案事項というところをごらんいただければというふうに思います。漁業公社につきましては、電気料、また燃料油の高騰ですとか、赤潮被害の発生などによる経費増や施設の老朽化によりまして、非常に厳しい経営状況にあります。経費節減など経営努力を重ねておりますけれども、抜本的な対策の検討が必要でございます。6番の1番下でございますように、外部有識者による検討に着手する予定といたしてございます。

また委員会資料の16ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。

上のほう、3番、見直し方針の進捗状況とういのがございます。

まず、(1)の人的関与の状況でございます。

①が県職員の派遣でございまして、昨年と比べて13名の増となっております。これは、県職員と市町村職員の研修一元化のために、県の職員研修所を廃止いたしまして、自治人材育成センターに業務を移管したことや、県立美術館開館に向けまして、県立美術館推進局から芸術文化スポーツ振興財団に業務を移管したこと、農業農村振興公社が新たに農地中間管理機構の業務を開始したことによるものでございまして、施策の推進に必要な職員の派遣を行ったというものでございます。

②の県職員の役員就任についても、昨年と比べて1名の増となっております。これも職員研修の一元化に伴うものです。

その下に、役員就任のあり方の見直しの状況を記載してございますけれども、より実質的な関与となりますように、大分県社会福祉協議会の非常勤理事を、福祉保健部長から福祉保健部審議監に変更をいたしてございます。

次に、(2)財政的関与の状況でございます、①の委託料では、31億2,354万円の支出でございまして、前年度と比べて7億7,227万4千円の増加というふうになってございます。これは、その下の主な増要因にありますように、県立美術館の指定管理を平成25年10月から開始したということ。また、ため池の緊急点検や日田市の国道212号拡幅を加速化するための用地取得業務を委託したことなどによるものでございます。

また、②の補助金・交付金・負担金という区分でございまして、20億653万9千円の支出をしております、前年度と比べて3億7,851万1千円の増となっております。これは、その下の内訳の1番下でございますように、自治人材育成センターの新研修施設整備に係る負担金4億5,672万2千円によるものでございまして、補助金につきまして、3,643万3千円のマイナスということになってございます。

17ページをお願いいたします。

(3)公益法人制度改革への対応でございます。49団体のうち、右から2番目の株式会社など対象外の23団体を除く26団体が対象でございますが、平成26年4月に大分県主要農作物改善協会が一般財団法人に移行いたしまして、公益法人制度への移行が完了をいたしましたところでございます。

以上の状況につきましては、また広域行政・行財政改革特別委員会で報告させていただきますとともに、県庁ホームページ等で、県民に広く公表させていただきたいというふうに考えてございます。

また、経営状況の厳しい団体や債務超過状態にある団体につきましては、所管部局によります定期的なモニタリングの徹底を図ることにいたしております。私どもとしても、引き続き各団体の状況については、所管部局と十分連携をしながら、適切な指導に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

最後でございます。公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてでございます。本委員会資料の21ページでございます。

仮称でございますけれども、大分県公共施設等総合管理指針の策定についてでございます。

資料の1番上、網掛けの部分でございますけれども、平成24年12月に山梨県の中央自動車道笹子トンネルで崩落事故が発生をいたしまして、本県におきましても、昨年、津久見市の下浦トンネルの天井一部崩落事故が発生をいたしております。こうしたインフラ施設とともに、公共建築物についても老朽化が進行しておりまして、公共施設に対する老朽化対策は、国家的な課題ということになってございます。

本県では、これまでもインフラ施設を中心にアセットマネジメントに取り組んでまいりましたが、今回、県が保有いたします全ての公共施設について、計画的保全の方針などを示します公共施設等総合管理指針の策定に着手をいたしましたので報告させていただきます。

県では、道路、橋梁などのインフラ施設のほか、庁舎などの建築物を多数保有しております。21ページのグラフは、県営住宅を除きます県有建築物の建築年度別延床面積でございますが、グラフに濃い部分と薄い部分がございます。薄い棒グラフが、この県庁3庁舎や大銀ドームなど17の大規模施設、濃いグラフが地方庁舎や学校、警察署などの行政系の施設でございます。面積は、全体で約170万平方メートル。そのうち、17の大規模施設が約38万平方メートルとなっておりますが、1番下にありますように、昭和37年度建設の県庁舎本館を初め、高度経済成長期などに集中的に整備され、築後30年以上経過した施設が既に約45%を占めておりまして、今後、老朽化が一層進行いたします。また、バブル期以降に建設された施設も、計画的な維持、補修が必要になってまいります。

本県にとっても、公共施設等の老朽化対策は喫緊の課題でございます。今後、厳しい財政状況や人口減少などの状況も踏まえまして、中長期的な視点を持って、これらの更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化や施設の最適配置を実現していくことが必要でございます。

22ページをごらんください。

左の国の動きですが、国は昨年11月、公共施設の維持管理等の基本方針となりますインフラ長寿命化基本計画を決定いたしました。この計画では、各省庁が所管施設の維持管理、更新等を着実に推進するための取り組みの方向性を明らかにする行動計画と、個別施設ごとに方針を定めた個別施設計画を策定するというふうにされてございます。また、地方公共団体においても、国に準じた取り組みを行うよう要請があったところでございます。

国が示す対策は、その下でございますが、対処療法的な管理ではなくて、予防保全型の維持管理を推進するとともに、施設の耐用年数の延長を図って長寿命化し、長期的なトータルコストの縮減、予算の平準化を目指すものでございます。

例えば、鉄筋コンクリートの建築物の耐用年数は、学会等では約60年と言われておりますが、単純に建てかえるのではなくて、途中、予防保全による改修工事を行うことなどにより、さらに30年程度延命をさせていくといったことが想定をされてございます。

右側をごらんください。県では、こうした国の動きを踏まえまして、大分県公共施設等総合管理指針を策定したいと考えておりまして、これには、県が保有している公共施設等の全体の状況や管理の基本的な考え方、将来の保全費用の見込みなどを盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

また、個別施設計画では、公共施設等の種別ごとに順次策定をすることにしておりまして、各施設の特性に応じた点検や診断、維持管理、修繕等の対策などを盛り込んでいき

いというふうに考えてございます。

23ページをお開きください。

国の状況も含めまして、各計画等のイメージ図を改めて示しております。

総合管理指針というものの下に、個別施設計画といたしまして、箱物の施設でありますとか、道路、河川、ダム、砂防、港湾、公園、県営住宅といったような、それぞれの個別施設計画が連なるという形でございます。

24ページをごらんください。

今後のスケジュールですが、上段、公共施設等総合管理指針（仮称）につきましては、下段の各個別施設計画策定の進捗状況に応じ、記載内容を充実していく必要がございます。

そこで、まずは、今年度中に策定されます個別施設計画に含まれた点検や維持管理、長寿命化等の実施方針及び将来の保全費用見込みなどを反映させまして、今年度末までに指針の素案を策定いたしたいと考えてございます。

また、平成27年度は、学校施設などの個別施設計画の内容も取り込みながら、指針をおおむね取りまとめまして、以後、個別施設計画の進捗に応じて改定していきたいといったふうに考えてございます。

これら、公共施設等総合管理指針、個別施設計画を策定いたしまして、着実に実施をすることによって、中長期的視点に立った老朽化対策を推進いたしまして、財政負担の軽減、平準化というものを図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

吉岡委員長 ただいまの3件の報告について、ご質疑はございませんか。

佐々木委員 財政再建、大分県もかなりいい方向に進んでおられると思うんですけども、私は、基本に職員を犠牲にして財政再建なんか考えるべきじゃないと思うんです。問題は、組織の中で無駄をいかにカットしていくか。例えばサービスと改革という言葉は相反するわけです。

それと、専門化することで、その課をふやしていく、分散化していくという、要するに課を拡大していくというのは無駄の象徴なんです。むしろ、改革をやるのなら、課を集約してまとめていくというのが基本だと思うんです。

そういう中で、私は公務員の方で、憧れの課長待遇の本庁の課長たちで、子供3人を大学にやるときに、奥さんがアルバイトをせんで大学にやれるのかという現実。決して、何か公務員は、国家公務員も含めて給料が高いとか言われるけど、憧れの課長さんたちで、本当に子供たちを3人大学にやれるのか。少子化に対して前向きにとか言うのと、全然違うんですよ。だから、私は県庁でも、やっぱり改革そのものをしっかり、例えば業務内容を把握して改革をしないと、このままだらだらだらだら、悪い言い方をすると、小さな、仕事の内容は、この課の名前を見たら仕事わかるように、遊ばない課なんかいう変な名前をつけてしまうでしょう。その中である程度課をまとめて、その中で業務内容を、分掌事務をしっかりとっておったらいいんじゃないかなと、こういうふうにも思っています。外郭団体にしても同じですよ。

だから、そういう意味で無駄を排除して、少し職員を減していく方向で、そしてしっかりした賃金体系は保っていったほうがいいんじゃないかなと考えます。答えは要りません、私の思いですから。

吉岡委員長 佐々木委員のご意見ということによろしいですか。

佐々木委員 はい。

首藤委員 この中で、公共施設の長寿命化ということていろいろ検討をされて、そういう計画ができておるでいいと思うんですが、その中で、1つだけお尋ねというか意見があるのは、こういうのをなさるときに、私は昔であれば、構造的にはもつけれども、機能的にもかなり古くなっている部分があるというか、今の時代にあわない部分が出てきているのではないかなと思うんですよ。やっぱりそういったことを構造的には耐震という、何かマットレスみたいなのをしまして垣根にする、鉄骨を組んだりして補強をしてきて、改修をしているという状況はあるんですが、そういうのを見たときに、ちょっと無理ではないかという、もっともっとやっぱりこれだけのお金をかけるときですから、内装も作業するときですから、やっぱり機能も現在の機能に変えていかないと意味が薄いのではないかなという、ただ建物をもたせようとか、何かもたせようということだけではなくて、機能のほうにもしっかりとした視点を持ってほしいし、機能改革ができない場合は、やっぱり建て直したほうがいいんじゃないかなという感じがします。

無理矢理、現在のまをを残して、安くやるのかどうかわかりませんが、そういうことよりも、やっぱり機能が今の時代に合っていないければ、それは建て直していくということのほうが私は検討として必要ではないかなという感じがします。これ読ませていただくと、何となく今のを長寿命化させようという、物すごくにじみ出ているような感じがするので、私は、機能を、機能検査というか、機能のチェックというものは、しっかりと入れていただいて、やっぱり必要なものは建てかえる、作りかえるとか、そういう視野も入れていただきたいなということです。意見ですが、何か答弁があれば。

山本行政企画課長 手法として、また考える視点としていろいろあるんだと思います。ですから、現在でも、例えば耐震性に疑問があって、問題があって、建てかえざるを得ないというもの、例えば別府警察署もそうでした。建てかえるべきものは建てかえる。

また、延命を講じて、長く使っていくものについては長く使っていく。それぞれ建物の状態に応じて、また求められる機能に応じて、リニューアルする際は、より機能的なものということで、求められる機能を施設ごとにチェックをしながら、必要な見直しを行っていきたくて、そういうふう考えております。

首藤委員 ぜひ、そういうことをお願いします。

吉岡委員長 ほかに、報告に関するご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部退室〕

吉岡委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、本日の審査結果に関する委員長報告については、私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、委員長報告については、そのようにいたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にないようでございますので、これをもちまして本日の委員会を終わります。